



須崎市
第4期障がい者計画 ・
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

～誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり～



令和6年3月 須 崎 市

表紙について

令和5年度開催のパネルシアターワークショップで制作したものです。

※「障害」の表記について

可能な限りひらがなで表記又は他の言葉に置き換えて表記しています。ただし、法令や条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設等の固有名詞については漢字表記としています。このため、本計画においては、「がい」と「害」が混在する表記となっています。

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画策定にあたって	2
3. 国の動向	4
第2章 障がいの現状等	7
1. 人口の推移	7
2. 障がいのある人の現状	8
3. アンケート調査の概要	13
第3章 第4期障がい者計画（障害者基本計画）	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
3. 障がい者計画の体系図	25
4. 基本方針と施策展開	26
第4章 第7期障がい福祉計画	39
1. 基本的な考え方	39
2. 障害福祉サービスと地域生活支援事業について	41
3. 第6期の実績と第7期の目標	43
4. 障害福祉サービスの実績と見込量	49
5. 地域生活支援事業の実績と見込み	58
第5章 第3期障がい児福祉計画	74
1. 基本的な考え方	74
2. 障害児福祉サービス	75
3. 第3期障がい児福祉計画の目標	76
4. 障害児福祉サービスの利用動向と見込量	79
第6章 計画の推進	82
1. 計画の進行管理	82
2. 計画の推進体制	83
資料編	84
須崎市障害福祉計画等策定委員会委員名簿	85
計画策定の経緯	86
須崎市障害者福祉計画等策定委員会条例	87
須崎市アンケート調査票	89

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成 25 年 4 月には、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、障害者自立支援法が改正施行されました。

平成 28 年 4 月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

また、同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から施行されました。そして、障がいのある人等の地域生活の支援体制の充実を図る等を目的とした、障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行（一部を除く）されます。

須崎市では、ノーマライゼーションの理念の下に障がい者施策の基本となる「障がい者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービスの提供体制の確保と方策を定めた「障がい福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、地域共生社会の実現と多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、国の基本指針が見直されたことに加え、本市では、障がい福祉計画の改定時期を迎えたことにより、「第 4 期障がい者計画」（令和 6 年度から令和 11 年度）及び「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」（令和 6 年度から令和 8 年度）の策定を行います。

2. 計画策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

各計画の根拠法令は、以下のとおりです。

■ 須崎市障がい者計画（障害者基本計画）

障害者基本法（抜粋）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■ 須崎市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

■ 須崎市障がい児福祉計画

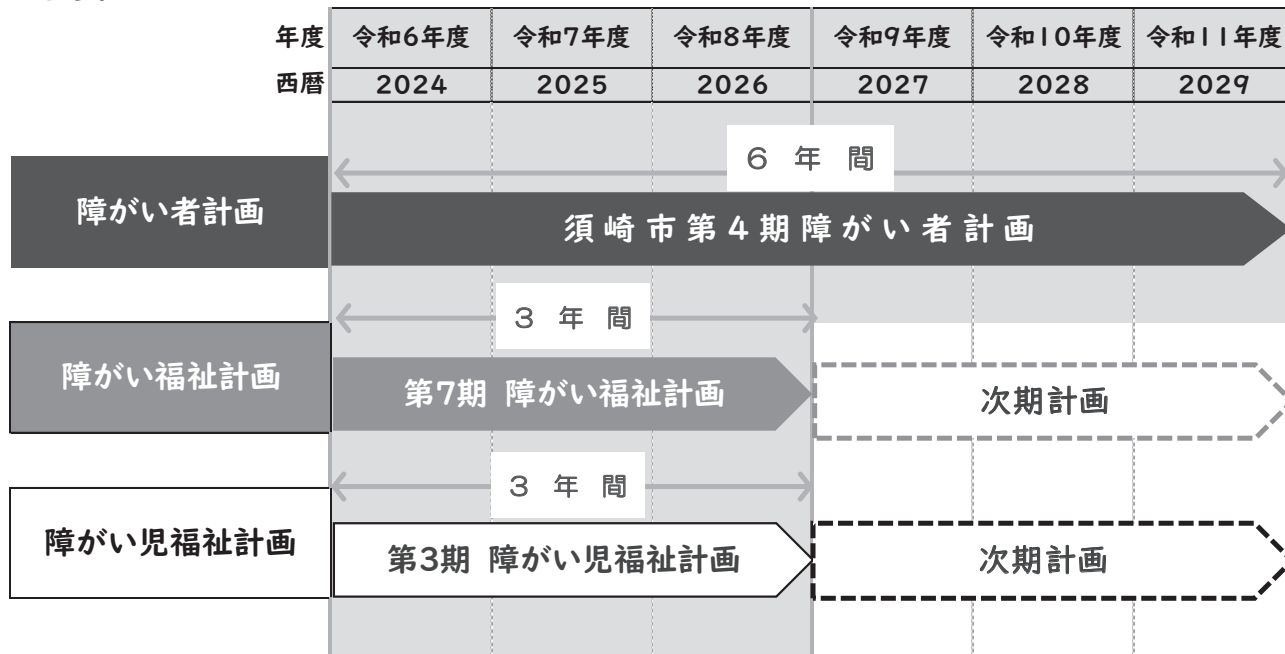
児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

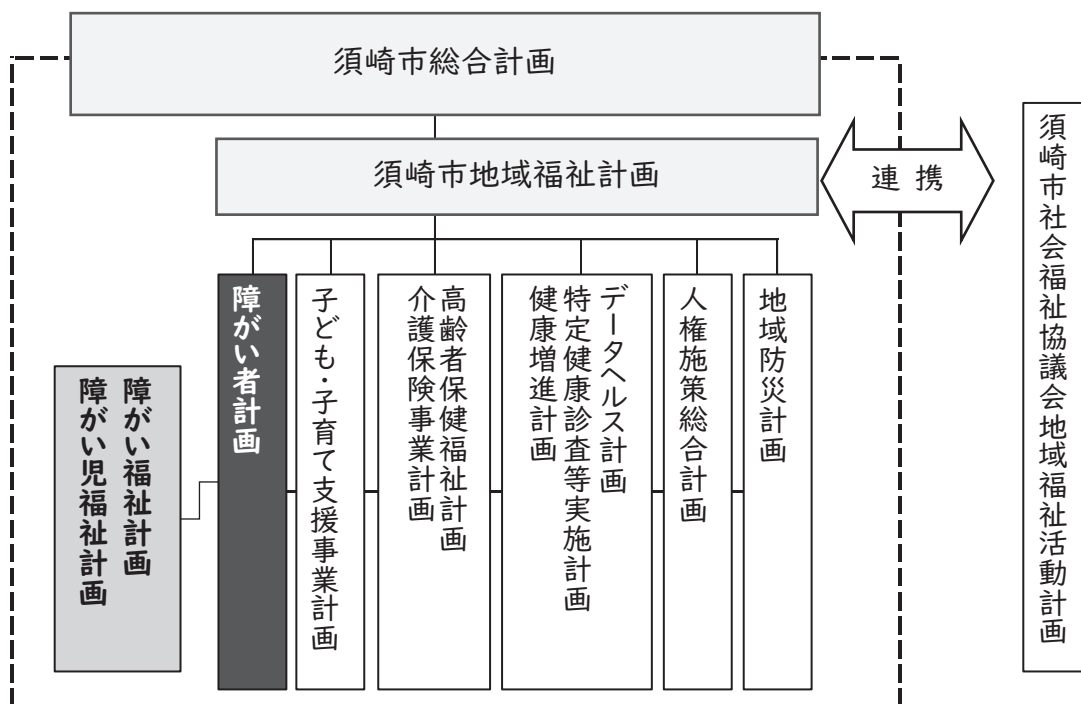
(2) 計画の期間

「障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画です。これをもとに、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。



(3) 他の計画との関連

本計画の策定にあたっては、「須崎市総合計画」を上位計画とし、「須崎市地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との調和を図ります。



3. 国の動向

(1) 法改正の趣旨

障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行（一部を除く）されます。

(2) 法改正の概要

①障がい者等の地域生活の支援体制の充実

■グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

1人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の1人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、「障害者総合支援法」において明確化されます。

■地域の障がい者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされます。

②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上推進

■就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化

就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力や適性に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」が創設されます。（法の公布から3年以内の政令で定める日から施行）

■短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）に対する実雇用率算定等

■障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

■医療保護入院の見直し

家族等が意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により、医療保護入院を行うことが可能になります。

■「入院者訪問支援事業」の創設

都道府県等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」が創設されます。

■精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

④難病患者及び小児慢性特定疾病等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

■病状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備

医療費助成開始時期を申請日から重症化したと判断された日に前倒しとなります。

■難病患者等の療養生活支援の強化

■小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

■調査・研究の強化（障害者 DB・障害児 DB・難病 DB・小慢 DB の充実）

（３）第５次障害者基本計画

「第５次障害者基本計画」は、令和５年度から５年間を計画期間とする政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画として策定されています。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにせず、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則にこれまでの各種取組を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に、障がいのある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策や取組を進めることが追加されました。

①基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②各分野における障がい者施策の基本的な方向

■差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消

■安全・安心な生活環境の整備

移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

■情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

■防災、防犯等の推進

災害発生時における障がい特性に配慮した支援

■行政等における配慮の充実

司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

■保健・医療の推進

精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

■自立した生活の支援・意思決定支援の推進

意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

■教育の振興

インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

■雇用・就業、経済的自立の支援

総合的な就労支援

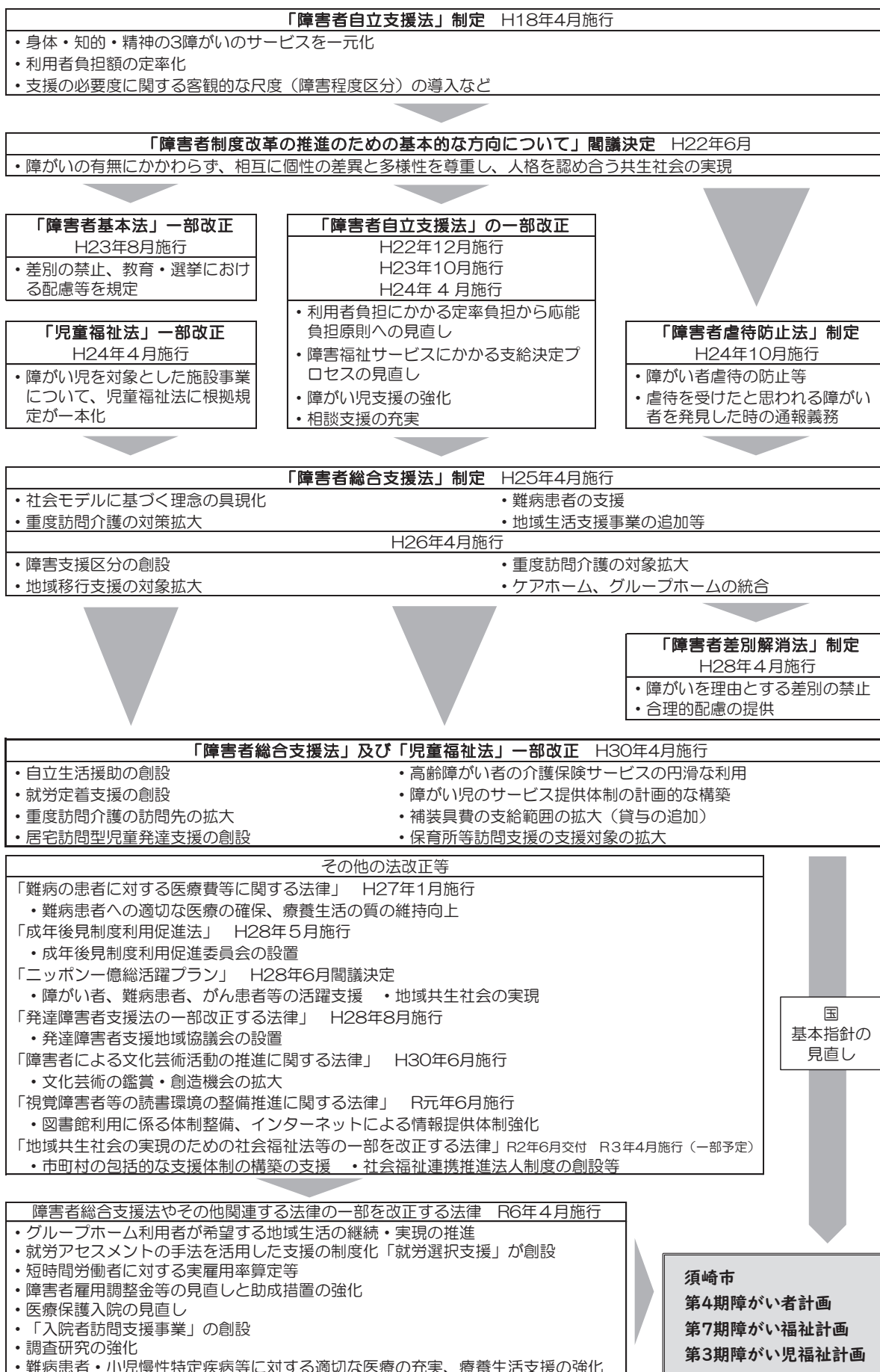
■文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

■国際社会での協力・連携の推進

文化芸術・スポーツを含む障がい者の国際交流の推進

(4) 関連する施策の主な動き



第2章 障がいの現状等

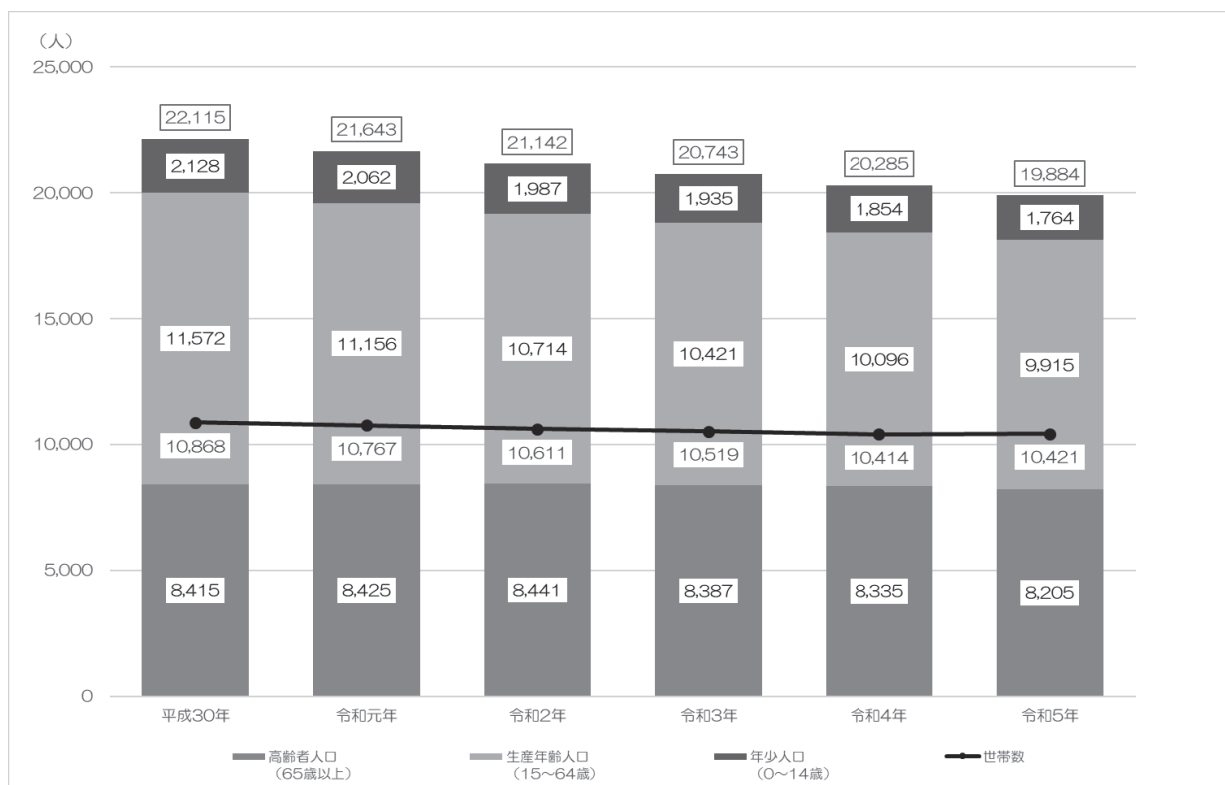
1. 人口の推移

平成30年から令和5年の人口推移は、減少しています。年齢3区分では、65歳以上の高齢者の割合が平成30年は38.1%でしたが、令和5年には41.3%に増加しています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は緩やかに減少しています。また、世帯人員も緩やかに減少しています。

■年齢3区分別人口の推移（基準日：各年3月31日）

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～14歳	2,128	9.6	2,062	9.5	1,987	9.4	1,935	9.3	1,854	9.1	1,764	8.9
15～64歳	11,572	52.3	11,156	51.6	10,714	50.7	10,421	50.2	10,096	49.8	9,915	49.9
65歳以上	8,415	38.1	8,425	38.9	8,441	39.9	8,387	40.4	8,335	41.1	8,205	41.3
総人口	22,115	100.0	21,643	100.0	21,142	100.0	20,743	100.0	20,285	100.0	19,884	100.0
世帯数	10,868		10,767		10,611		10,519		10,414		10,421	
平均世帯人員 (人/世帯)	2.04		2.01		1.99		1.97		1.95		1.91	

■年齢別人口と世帯数の推移



資料：各年住民基本台帳

2. 障がいのある人の現状

(1) 障がい者手帳所持者

令和5年の障がい者手帳所持者の総数の推移は緩やかに減少しています。身体障がい者はわずかに減少し、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。令和2年を基準に令和5年の増加率をみると、精神障がい者は18.6%増加している状況です。

■障がい者手帳所持者数の推移（基準日：各年4月1日）

（単位：人）	身体障がい	知的障がい	精神障がい	計
平成30年	1,228	181	151	1,560
令和元年	1,192	180	164	1,536
令和2年	1,191	181	161	1,533
令和3年	1,167	183	184	1,534
令和4年	1,140	185	195	1,520
令和5年	1,118	191	191	1,500
増加率	-6.1%	5.5%	18.6%	-2.2%

(2) 身体障がいのある人

平成 30 年から令和 5 年における年齢別に障がい種別をみると、各年代とも肢体不自由が最も多くなっています。等級別にみると 1 級が多い状況です。等級の増減については、すべての等級においてわずかな増減があるものの減少傾向にあります。

■年齢別・障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

区分	(単位：人)	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
平成30年	18歳未満	0	0	0	12	2	14
	18～64歳	18	15	1	130	70	234
	65歳以上	67	75	15	468	355	980
	計	85	90	16	610	427	1,228
令和元年	18歳未満	0	0	0	10	2	12
	18～64歳	15	15	0	131	65	226
	65歳以上	67	72	14	450	351	954
	計	82	87	14	591	418	1,192
令和2年	18歳未満	0	0	0	9	1	10
	18～64歳	16	14	0	123	59	212
	65歳以上	69	71	12	437	380	969
	計	85	85	12	569	440	1,191
令和3年	18歳未満	0	0	0	11	1	12
	18～64歳	15	15	1	116	61	208
	65歳以上	70	64	13	417	382	946
	計	85	79	14	544	444	1,166
令和4年	18歳未満	0	0	0	11	1	12
	18～64歳	13	15	1	110	60	199
	65歳以上	68	70	11	400	381	930
	計	81	85	12	521	442	1,141
令和5年	18歳未満	0	0	0	11	1	12
	18～64歳	13	14	0	108	63	198
	65歳以上	62	68	12	380	383	905
	計	75	82	12	499	447	1,115

■障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

（単位：人）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成30年	360	169	209	336	87	67	1,228
令和元年	351	166	202	328	80	65	1,192
令和2年	351	167	202	333	75	63	1,191
令和3年	350	165	206	320	70	55	1,166
令和4年	340	156	200	320	68	57	1,141
令和5年	340	149	189	323	63	51	1,115

（3）知的障がいのある人

平成 30 年から令和 5 年の程度別療育手帳所持者数をみると、18 歳以上の方は中度（B1）が最も多くなっています。18 歳未満では軽度（B2）が最も多い状況です。療育手帳所持者の程度別の推移は、わずかな増減があるものの横ばいとなっています。

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

区分	（単位：人）	A1	A2	A	B1	B2	B	計
平成30年	18歳未満	4	2	0	4	13	0	23
	18歳以上	20	41	7	52	36	2	158
	計	24	43	7	56	49	2	181
令和元年	18歳未満	4	2	0	5	10	0	21
	18歳以上	20	40	7	53	37	2	159
	計	24	42	7	58	47	2	180
令和2年	18歳未満	3	1	0	6	12	0	22
	18歳以上	20	39	6	53	39	2	159
	計	23	40	6	59	51	2	181
令和3年	18歳未満	3	3	0	7	7	0	20
	18歳以上	20	38	7	53	43	2	163
	計	23	41	7	60	50	2	183
令和4年	18歳未満	3	4	0	5	8	0	20
	18歳以上	20	37	7	56	43	2	165
	計	23	41	7	61	51	2	185
令和5年	18歳未満	3	6	0	5	8	0	22
	18歳以上	20	36	7	58	46	2	169
	計	23	42	7	63	54	2	191

※A、B は旧制度に基づく区分となります。

現在は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の 4 段階に区分されています。

（４）精神障がいのある人

平成 30 年から令和 5 年の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、各年代とも２級が最も多くなっています。全体の所持者数は増加傾向にあります。

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

区分	（単位：人）	1級	2級	3級	計
平成30年	18歳未満	0	2	0	2
	18～64歳	6	80	19	105
	65歳以上	6	29	9	44
	計	12	111	28	151
令和元年	18歳未満	0	3	0	3
	18～64歳	4	83	22	109
	65歳以上	8	35	9	52
	計	12	121	31	164
令和2年	18歳未満	0	3	1	4
	18～64歳	4	80	18	102
	65歳以上	7	39	9	55
	計	11	122	28	161
令和3年	18歳未満	0	3	5	8
	18～64歳	6	86	23	115
	65歳以上	10	38	13	61
	計	16	127	41	184
令和4年	18歳未満	0	2	4	6
	18～64歳	5	102	23	130
	65歳以上	11	35	13	59
	計	16	139	40	195
令和5年	18歳未満	0	1	4	5
	18～64歳	5	105	21	131
	65歳以上	13	32	10	55
	計	18	138	35	191

（５）障害支援区分認定者数

平成 30 年から令和 5 年の障害支援区分認定者数は、微増傾向にあります。区分別でみると、区分 6 が毎年多い状況ですが、令和 2 年をピークに減少し、区分 5 以下が増加しています。特に区分 3 の認定が増加しています。

■障害支援区分認定の状況（基準日：各年 4 月 1 日）

区分 （単位：人）	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
平成30年	1	20	26	30	25	39	141
令和元年	2	22	27	32	25	38	146
令和2年	2	22	33	31	27	41	156
令和3年	2	23	37	33	27	40	162
令和4年	2	26	36	31	29	38	162
令和5年	3	25	34	33	30	35	160

（６）特別支援学級（公立）在籍児童生徒数

市内の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒は、令和 5 年 5 月 1 日現在、小学校 32 人、中学校 22 人、合計 54 人となっています。また、自閉症情緒障がい、知的障がいの順に多い状況です。

■特別支援学級児童・生徒数（基準日：各年 5 月 1 日）

区分 （単位：人）		自閉症 情緒障がい	肢体不自由	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	病弱 身体虚弱	計
平成30年	小学校	16	3	0	0	12	1	32
	中学校	8	1	0	0	6	0	15
	須崎市計	24	4	0	0	18	1	47
令和元年	小学校	21	1	0	0	9	2	33
	中学校	6	2	0	0	6	0	14
	須崎市計	27	3	0	0	15	2	47
令和2年	小学校	25	0	0	0	6	2	33
	中学校	5	2	0	0	6	1	14
	須崎市計	30	2	0	0	12	3	47
令和3年	小学校	26	0	0	0	6	1	33
	中学校	4	2	0	0	7	1	14
	須崎市計	30	2	0	0	13	2	47
令和4年	小学校	25	0	0	0	3	1	29
	中学校	11	1	0	0	10	2	24
	須崎市計	36	1	0	0	13	3	53
令和5年	小学校	31	0	0	0	0	1	32
	中学校	14	0	0	0	7	1	22
	須崎市計	45	0	0	0	7	2	54

3. アンケート調査の概要

障がいのある人の生活実態や障がい施策に対する意見などを把握して本計画策定の基礎資料とするため、本市では障がいのある人を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

（１）調査内容

- ①ご本人やご家族について
- ②日中活動や就労について
- ③権利擁護に関して
- ④障害福祉サービス等の利用について
- ⑤住まいや暮らしについて
- ⑥災害時の避難等について
- ⑦障がい福祉への意見に関して

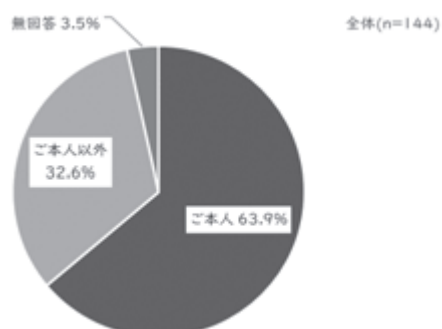
（２）調査対象者と実施概要

項 目			
調査対象者	・須崎市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス受給証交付者で、いずれも６５歳未満の方 ・特別児童扶養手当受給者		
実施時期	令和５年８月	調査方法	郵送による配布・回収
人 数	４７１人	有効回収率	３０.６％

（３）回答者の属性

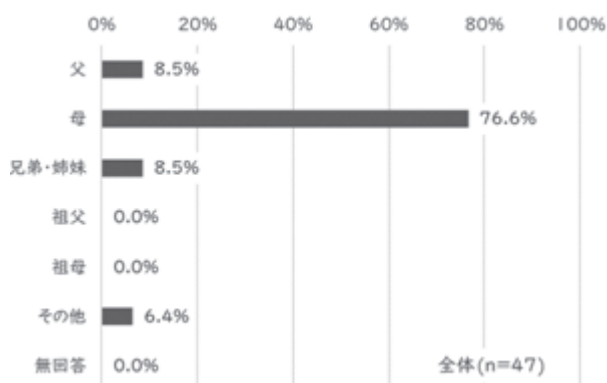
■回答者 内訳

- ・本 人 63.9%
- ・本人以外 32.6%



■本人以外の回答者

- ・母 76.6%
- ・父 8.5%
- ・兄弟姉妹 8.5%
- ・その他 6.4%



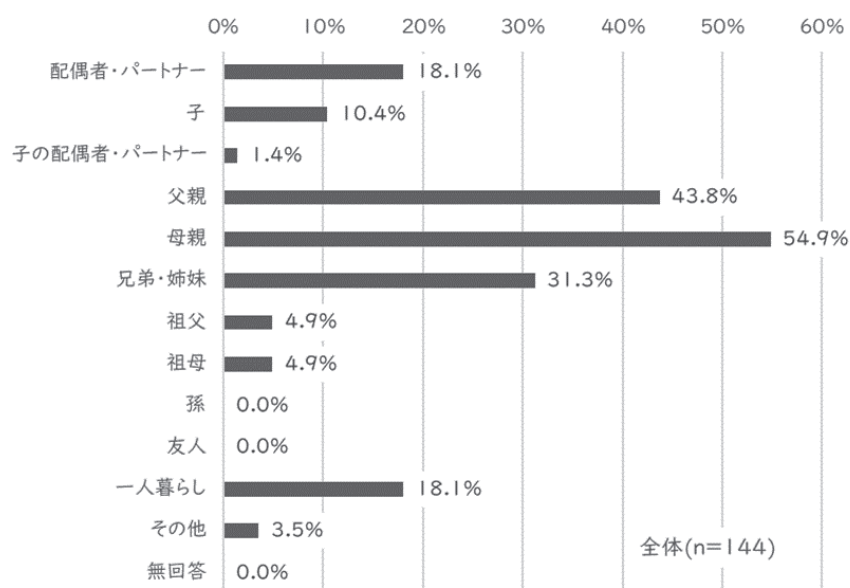
（４）アンケート調査結果とそこから見える課題

①障がいのある人の身の回りのお世話をする人に関して

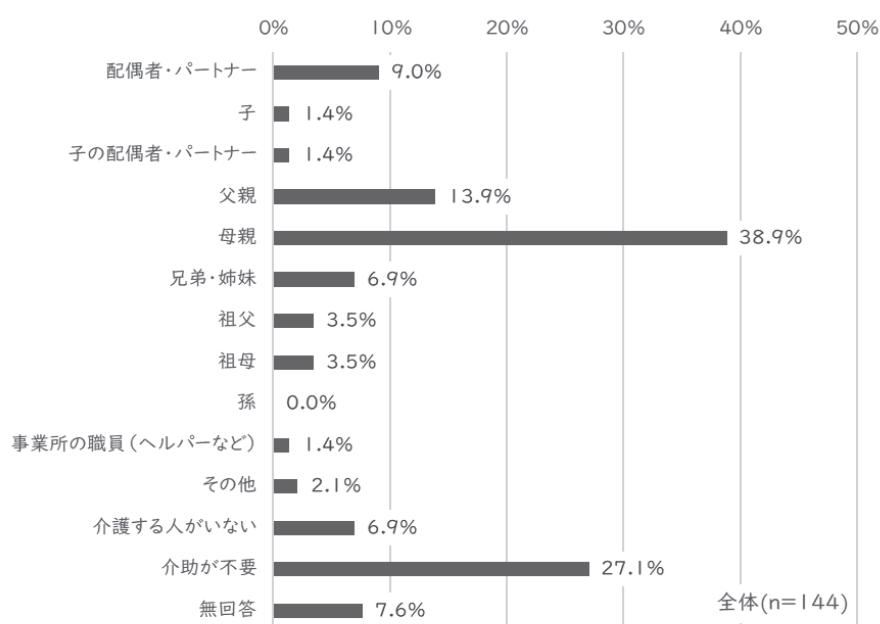
【結果概要】

- ・一緒に暮らしている人は「母親」が54.9%、「父親」が43.8%でした。
- ・身の回りのお世話をする人は、「母親」が38.9%、「父親」が13.9%でした。
- ・身の回りのお世話をする人の年齢は、「60歳以上」が34.5%でした。

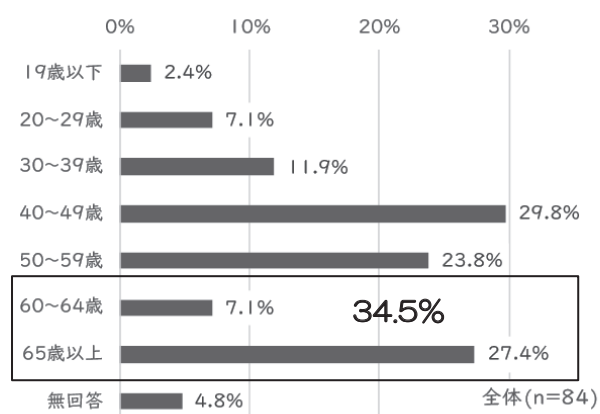
●あなた（宛名の方）は、誰と生活していますか（複数回答）



●主に、あなた（宛名の方）の身の回りのお世話（介助）をする方はどなたですか。（複数回答）



●身の回りのお世話（介護）をする人の年齢（1 つ回答）



◆課題

介護をする人の年齢が 60 歳以上の人が 34.5%と多い状況です。

親亡き後や配偶者による老々介護が想定され、体制の充実や家族介護者の負担軽減が必要です。

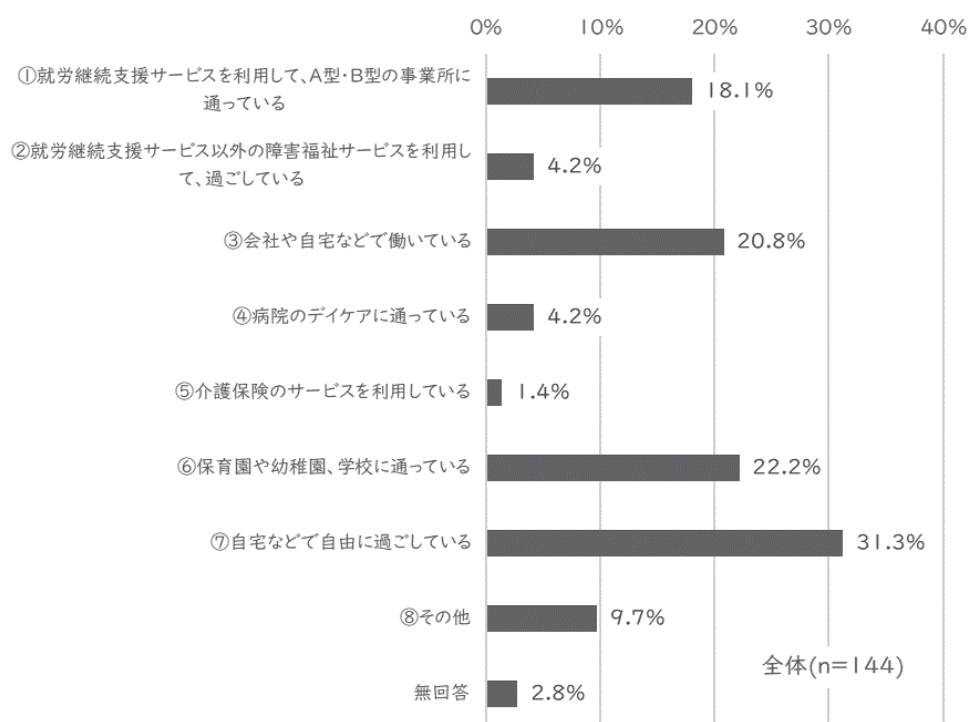
各サービスや支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上が必要です。また、障がい福祉に携わる人材の確保、定着が今後重要となります。

②日中の過ごし方に関して

【結果概要】

- ・「自宅などで自由に過ごしている」と回答した人は 31.3%、「会社や自宅などで働いている」と回答した人は 20.8%でした。
- ・その他では、「入院している」、「農業をしている」等の回答がありました。

●あなたは、現在、日中は主にどのように過ごしていますか。（複数回答）



◆課題

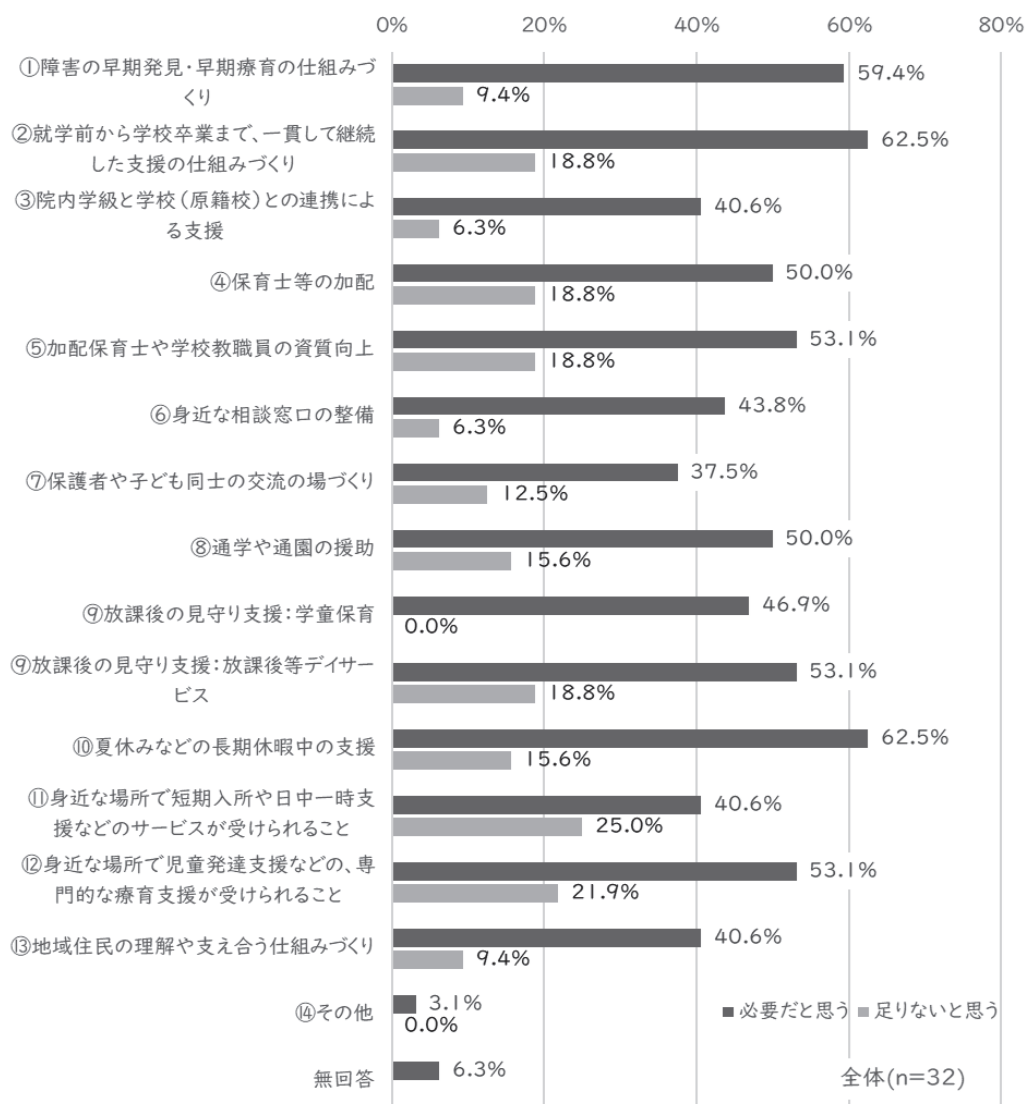
障がいのある人が参加できる活動や、居場所などの情報提供を広く周知することが必要です。

③障がいのある子どもの必要な支援に関して

【結果概要】

- 「就学前から学校卒業まで一貫して継続した支援の仕組みづくり」「夏休みなどの長期休暇中の支援」と回答した人が62.5%、「障がいの早期発見・早期療育の仕組みづくり」と回答した人が59.4%、「加配保育士や学校教職員の資質向上」「放課後等の見守り支援（放課後等デイサービス）」「身近な場所で児童発達支援などの、専門的な療育支援が受けられること」と回答した人が53.1%です。
- 前回調査と比較して、すべての項目で必要だと思う方が増えています。

- 「保育園や幼稚園、学校に通っている」方で必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか。（複数回答）



◆課題

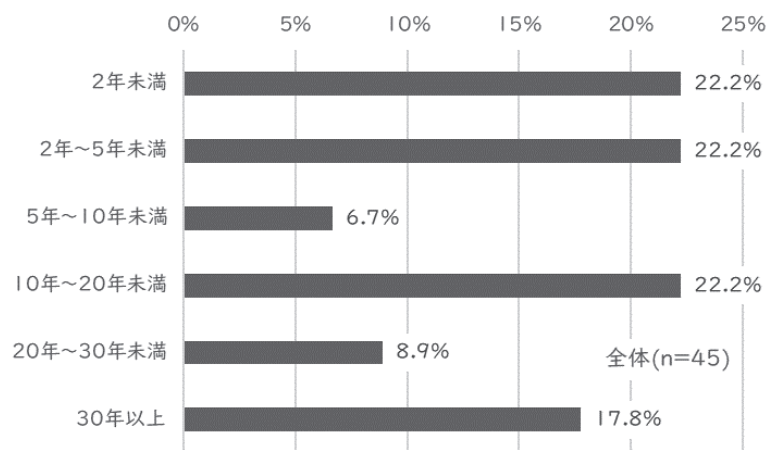
早期発見、早期療育に努め、ライフステージや一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援が受けられるように、関係機関との連携強化が必要です。

④仕事をやめたことがある人の就労期間に関して

【結果概要】

- ・「仕事を辞めたことがある」と回答した人は 45 人でした。
- ・就労期間が「2 年未満」「2 年～5 年未満」「10 年～20 年未満」と回答した人が 22.2%と最も多く、「30 年以上」と回答した人は 17.8%でした。
- ・仕事を辞めた理由については、「本人の状態によるもの」と回答した人が 62.2%でした。「会社の体制によるもの」などは、28.9%でした。

- お仕事を辞めたことがある方にお尋ねします。どのくらいの期間お仕事をされていましたか。
(1 つ回答)



- 仕事を辞めた理由

※重複している内容を含みます

内容種別	会社 のよ る体	本人 のよ る状	権 利 の 擁 護	そ の 他
回答数(n=44)	13	28	6	3

◆課題

多様化する就労ニーズの充足に向けた相談支援体制と障がい特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充が必要です。

関係機関の協力のもと、就労定着への支援は徐々に進んでいますが、より長く働き続けることができるよう支援していくことが必要です。

障がい者雇用への理解と啓発活動の促進、就労者へは、就労の定着を図ることが課題となります。また、障がいや病気により、職場を辞めざるを得ない状況があることから、障がいのある人に対する職場の理解や配慮が必要です。

⑤サービスの利用状況と利用希望に関して

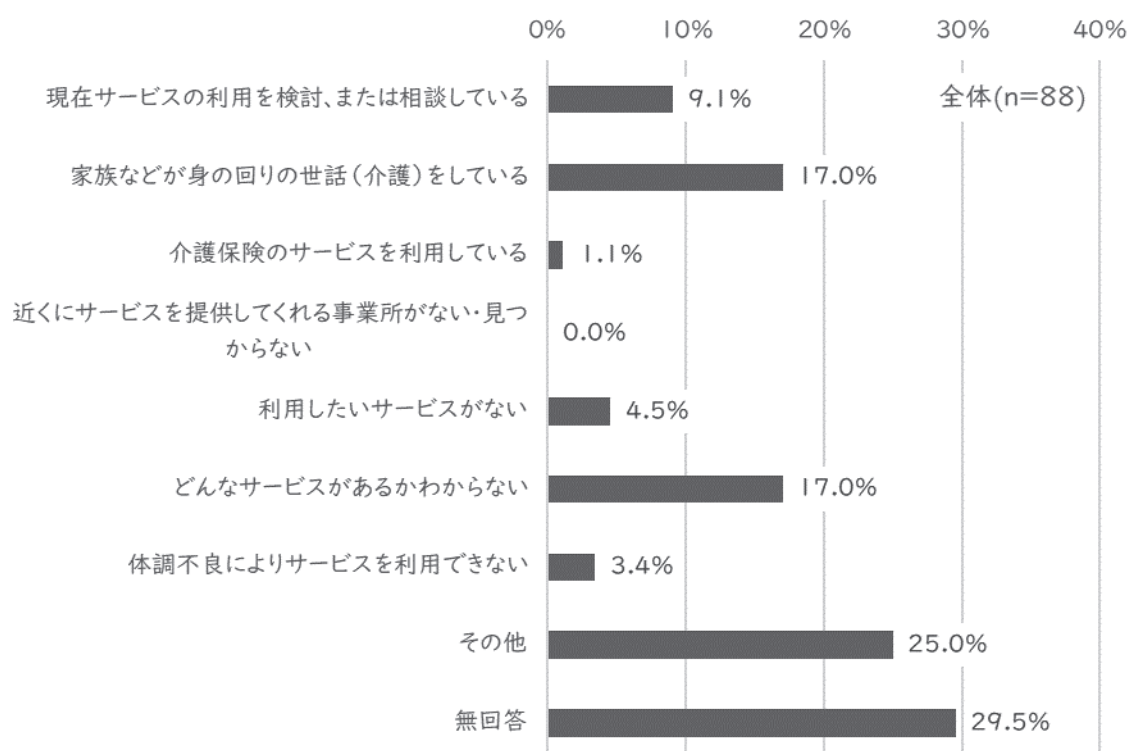
【結果概要】

- ・現在のサービスの利用状況は、生活介護、就労継続支援（A型）（B型）が多い状況です。
- ・将来のサービスの利用希望状況は、同行援護、自立訓練（機能訓練）（生活訓練）、就労継続支援（A型）が多い状況です。
- ・障害児福祉サービスでは、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が多く、将来の希望サービスも同様になっています。
- ・サービスを利用していない理由に、「どんなサービスがあるかわからない」「家族などが身の回りの世話をしている」と答えた人が17.6%という結果になっています。

- あなた（障がいのある方ご本人）は、現在どんなサービスを利用していますか。また、今後どのようなサービスを利用したいですか。（複数回答）

		現在利用		利用希望	
		利用者数	利用平均	希望者数	利用平均
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	2	2.0	2	1.5
	重度訪問介護	0	0.0	0	0.0
	同行援護	0	0.0	5	1.2
	行動援護	0	0.0	3	1.0
	重度障害者等包括支援	1	2.0	0	0.0
日中活動系サービス	生活介護	4	18.3	3	3.7
	自立訓練（機能訓練）	3	14.0	4	2.8
	自立訓練（生活訓練）	1	20.0	4	1.0
	就労移行支援	1	5.0	2	11.0
	就労定着支援			1	0.0
	就労継続支援（A型）	3	18.0	4	12.5
	就労継続支援（B型）	14	17.0	3	10.3
	療養介護	0	0.0	0	0.0
	短期入所（ショートステイ）	3	4.3	3	2.0
施設系サービス	共同生活援助（グループホーム）			2	1.5
	施設入所支援			1	20.0
	自立生活援助			1	0.0
相談支援	計画相談支援	2		1	1.0
	地域移行支援			0	0.0
	地域定着支援			3	1.3
地域生活支援事業	障害者相談支援事業	4	1.0	3	1.7
	成年後見制度利用支援事業	0	0.0	0	0.0
	意思疎通支援事業	0	0.0	0	0.0
	日常生活用具給付等事業	0		0	0.0
	移動支援（ガイドヘルプ）	0	0.0	3	0.7
	地域活動支援センター			3	0.3
日常生活支援	生活訓練等事業	0	0.0	2	0.0
	日中一時支援	1	4.0	1	0.0
	あったかふれあいセンター（まちなかサロン）	0	0.0	1	0.0
障害児福祉サービス	児童発達支援	14	4.7	5	1.4
	医療型児童発達支援	1	4.0	0	0.0
	放課後等デイサービス	11	15.5	9	16.9
	保育所等訪問支援	3	1.0	2	0.5
	居宅訪問型児童発達支援	0	0.0	1	0.0
	障害児相談支援	3	0.0	3	0.3
	あったかふれあいセンター（まちなかサロン）	1	0.0	0	0.0

●サービスを利用しない理由について（複数回答）



◆課題

生活介護サービスの潜在的な需要があります。各福祉サービスの周知を図り、支援が必要な人に適切なサービスを提供することが必要です。

保健、福祉、教育、保育、医療分野など関係機関の連携強化や医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実が今後は必要になってきます。

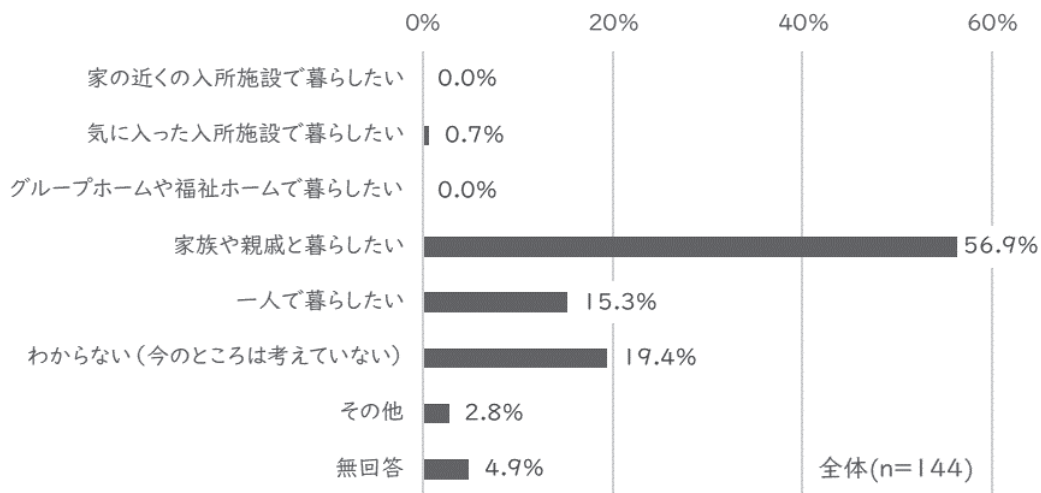
学校教育だけでなく、放課後等デイサービスを希望する保護者が多くあります。保護者の就労等の継続が可能となるような取組が必要になっています。

⑥今後の暮らし方と希望に関して

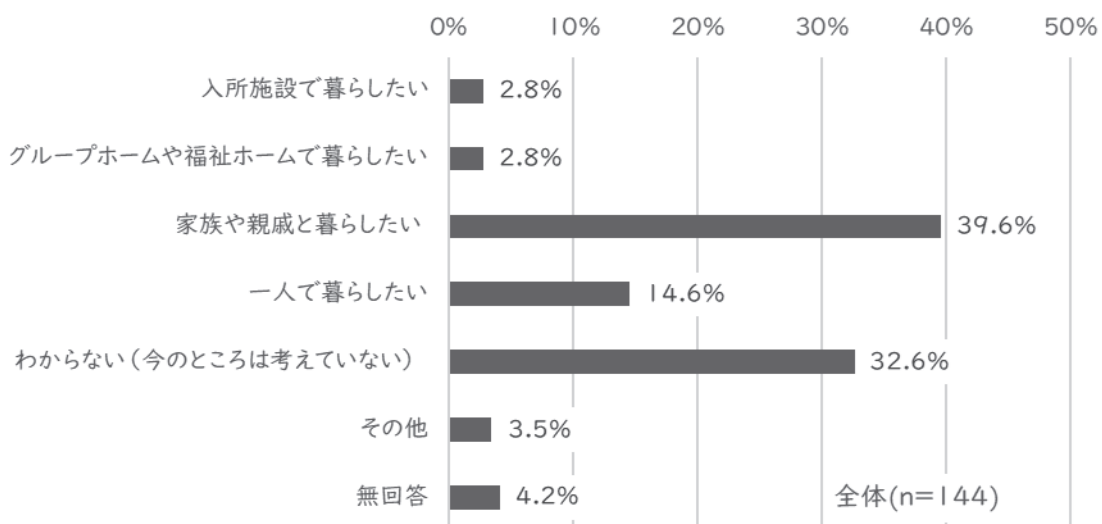
【結果概要】

- ・1～3年後の暮らしの希望は、「家族や親戚と暮らしたい」と回答した人が56.9%と最も多い結果でした。「一人暮らしがしたい」15.3%、「わからない」19.4%でした。
- ・将来ずっと暮らしたい場所では、「家族や親戚と暮らしたい」と回答した人が39.6%、「わからない」32.6%でした。

●あなた（障がいのある方ご本人）は、1年後～3年後どこで暮らしていきたいですか。（1つ回答）



●あなた（障がいのある方ご本人）は、将来、ずっと暮らし続ける場所として、どこを希望しますか。（1つ回答）



◆課題

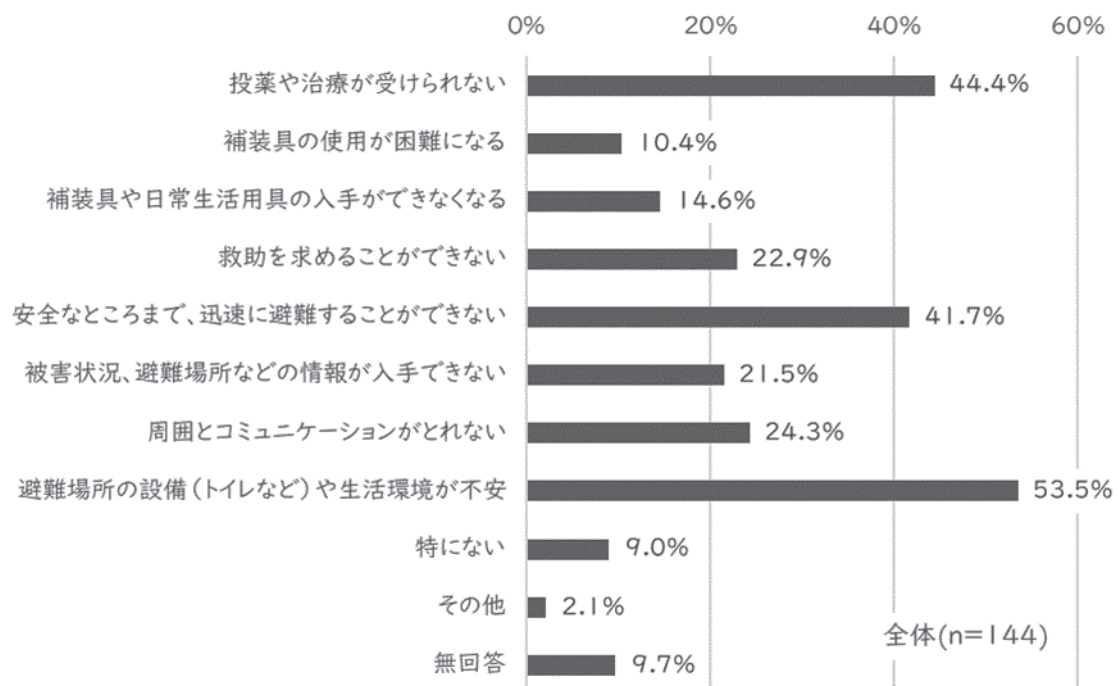
地域で安心して生活することができるよう個々のニーズに添った支援が重要です。
ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備が重要です。

⑦災害時の避難等について

【結果概要】

- ・「災害時に一人で避難できる」と回答した人は 44.4%でした。
- ・近所で助けてくれる人の有無は、「いる」と回答した人は 34.7%でした。
- ・災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」53.5%、「投薬や治療が受けられない」44.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」41.7%となっています。

●火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。（複数回答）



◆課題

避難所へ安全に避難できる体制が必要になっています。また、福祉避難所の整備、個々のニーズに添った支援が重要です。

障がい者福祉への意見に関して

【結果概要】

- ・全体では、「会社などに就職できるように就職先を多くすること」「長く働き続けるための支援があること」「今よりもっと障がい施設などの工賃の水準を引き上げること」「地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること」「いろいろな活動の場があること」の順に多い結果でした。

●障がい者福祉に必要なと思うことは何ですか。（複数回答）

		会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職がでやすくなること）	今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること	長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること	いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること	地域住民等が障害や障がいのある人への理解を深めること	障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取組を支援すること	障害のある人やその保護者などからの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと	成年後見制度を利用しやすくすること	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること	障害のある人への虐待防止の取組を充実すること	その他	無回答
全体(n=144)		34.7%	28.5%	31.9%	26.4%	28.5%	17.4%	19.4%	9.0%	7.6%	23.6%	2.8%	14.6%
身体障害者(n=51)		35.3%	17.6%	27.5%	17.6%	33.3%	15.7%	15.7%	11.8%	13.7%	17.6%	3.9%	19.6%
知的障害者(n=36)		27.8%	41.7%	36.1%	30.6%	25.0%	22.2%	19.4%	8.3%	5.6%	36.1%	2.8%	8.3%
精神障害者(n=37)		37.8%	35.1%	24.3%	29.7%	32.4%	8.1%	13.5%	8.1%	2.7%	27.0%	2.7%	16.2%
性別	男性(n=86)	31.4%	27.9%	29.1%	23.3%	32.6%	15.1%	23.3%	7.0%	8.1%	26.7%	2.3%	15.1%
	女性(n=54)	40.7%	31.5%	38.9%	31.5%	24.1%	20.4%	14.8%	13.0%	7.4%	18.5%	1.9%	11.1%
年齢	18歳未満(n=33)	36.4%	21.2%	36.4%	33.3%	27.3%	33.3%	30.3%	15.2%	6.1%	30.3%	0.0%	9.1%
	18,19歳(n=1)	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20~29歳(n=12)	41.7%	41.7%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	8.3%	8.3%	41.7%	16.7%	0.0%
	30~39歳(n=10)	60.0%	30.0%	50.0%	20.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%
	40~49歳(n=23)	47.8%	39.1%	34.8%	30.4%	26.1%	26.1%	13.0%	4.3%	8.7%	43.5%	0.0%	8.7%
	50~59歳(n=30)	20.0%	23.3%	30.0%	16.7%	30.0%	10.0%	13.3%	13.3%	0.0%	16.7%	3.3%	30.0%
	60~64歳(n=25)	32.0%	20.0%	20.0%	36.0%	44.0%	12.0%	8.0%	8.0%	12.0%	4.0%	4.0%	20.0%
	65歳以上(n=2)	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

◆課題

雇用の継続に向けた定着支援とその入り口となる就労支援サービスの充実化やいろいろな活動の場についての検討が必要です。

障がい特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動や文化芸術活動の場やスポーツ環境の整備の充実が必要です。

学校や地域における障がい理解を深める場や機会の充実、成年後見制度の周知、利用促進、障がい者権利擁護（虐待防止・差別解消）に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発のさらなる充実が重要です。

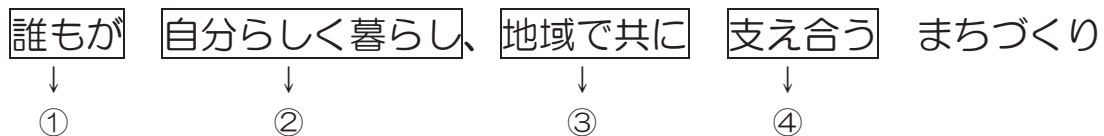
第3章 第4期障がい者計画（障害者基本計画）

1. 基本理念

基本理念は、須崎市総合計画の福祉分野の基本構想「健康で明るい暮らしができるまち」を踏まえ、障がいの有無に関係なく、すべての市民が同じように生活・活動するノーマライゼーションの精神をさらに推し進め、障がいのある子どもにおいても、分け隔ての無いインクルージョン教育等を推し進めて、共生社会の構築を目指すため、以下の基本理念を定めました。

基本理念

誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり



- ① ノーマライゼーション※の精神、障がいのある人もない人も区別することのない社会を指します。
- ② 本人が望む生活の確保、安心して暮らす日常生活への支援を指します。
- ③ インクルージョン※の推進と共生社会の実現を指します。
- ④ 障がいのある人の自立支援、ボランティアの育成、須崎市障がい福祉の推進体制を指します。

※ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※インクルージョン

インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味します。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています。

2. 基本目標

基本理念をもとに、その実現を図るための施策の柱（基本目標）を5つの分野に設定し、具体的な施策の展開を図ります。

基本目標1：地域生活への支援（自分らしく暮らせるまち）

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、一人ひとりのニーズに沿った障害福祉サービスの提供、相談支援体制の充実を図り、地域での自立した生活の支援を進めていきます。

福祉・保健・医療・教育関係者、企業等の障がいに対する知識と理解を深め、合理的配慮の提供に向けた取組を推進し、障がいの有無にかかわらず、多様性を認め、誰も孤立させない、そして排除しない、誰にとっても選択肢のある寛容な地域共生社会の実現を目指します。

基本目標2：就労と雇用の促進（いきいきと暮らせるまち）

障がいのある人が、その適正や能力に応じた就労や福祉的就労ができるようにサービスの充実に努めます。また、企業に対して障がい者雇用を促進するための理解を促すことや、雇用された後の就労定着支援への取組を進めていきます。

基本目標3：障がいのある子どもの発育支援、教育の充実（健やかに暮らせるまち）

障がいのある子どもの自立や社会参加を図るため、一人ひとりのニーズに沿った支援を行います。また、ライフステージに応じた切れ目のない適切な指導や支援が受けられるよう、関係機関や学校との連携を図ります。

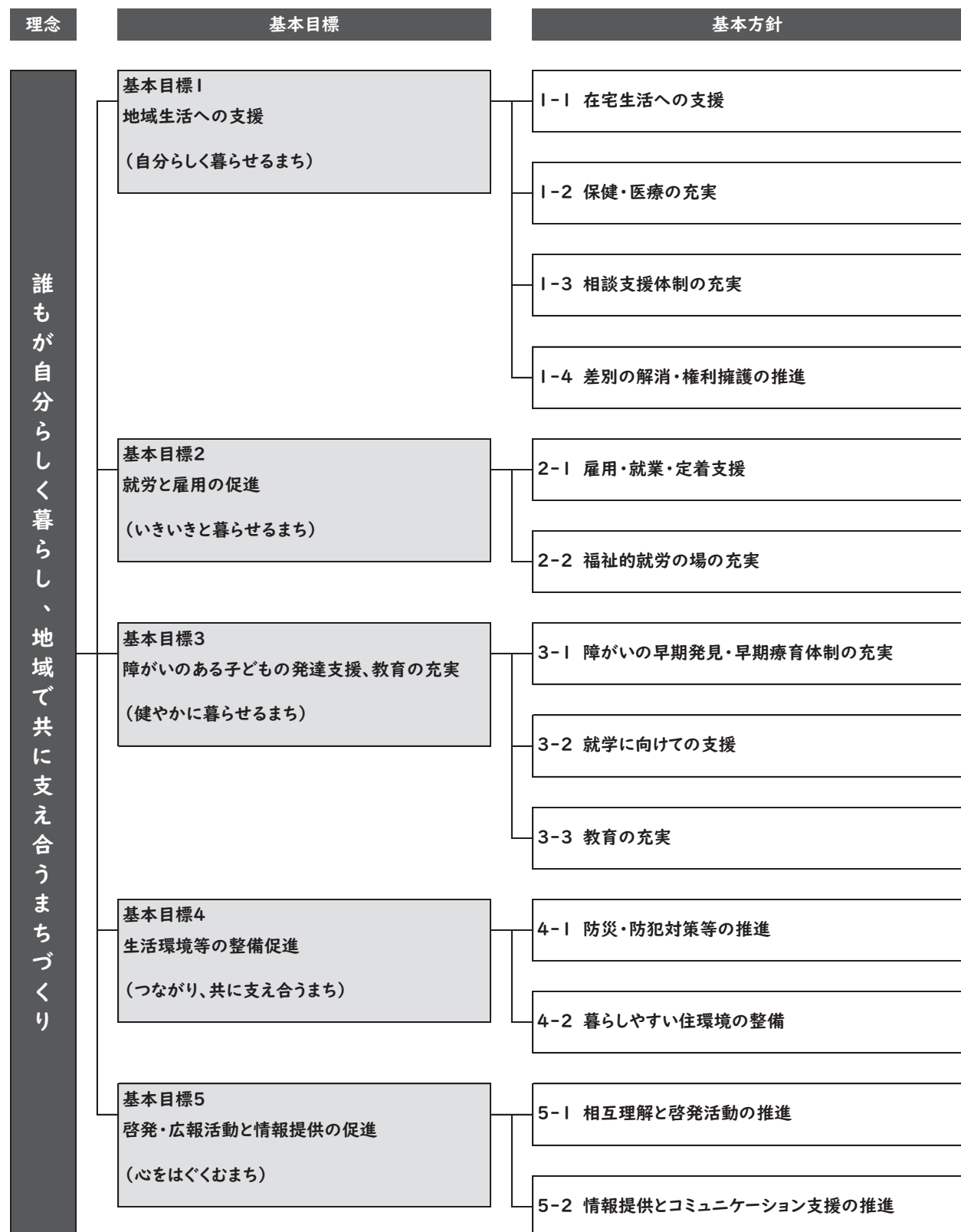
基本目標4：生活環境等の整備促進（つながり、共に支え合うまち）

誰もが暮らしやすい生活環境や災害時における避難支援体制の整備を進めます。

基本目標5：啓発・広報活動と情報促進（心をはぐくむまち）

障がいの有無に関わらず地域で共に支え合う共生社会を実現するため、障がいに対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人へ適切な情報提供ができるよう、取組を進めていきます。

3. 障がい者計画の体系図



4. 基本方針と施策展開

基本目標Ⅰ：地域生活への支援（自分らしく暮らせるまち）

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での生活を支えるサービス等を充実し、生涯に渡って健康を維持することができるよう、保健・医療サービスの拡充、地域で安心して暮らすことができる仕組みの確立を目指します。

1-1 在宅生活の支援

■現状と課題

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で安心して生活できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスの提供に努めていますが、地域での生活を支えるためには、さらなるサービスの充実が必要です。

■方向性

障がいのある人の在宅生活や日中活動、移動に関わる支援や、地域での自立した生活に向けての支援など、生活の各場面に合わせたサービスの充実を図るほか、より良いサービスが提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上に努めます。また、各種手当等の給付などによる経済的負担の軽減等を推進し、家族等介護者のレスパイトが可能となるよう体制の構築を目指します。

■今後の取組

○本人の意思を尊重し、適切なサービス利用に向けて支援を行い、福祉サービスの確保と充実、利用の促進に取り組みます。

○障害福祉サービス等の利用の拡大やサービス提供者に求められる専門性を踏まえ、質の高いサービスを提供できるよう、サービス提供事業者との情報交換や連携を深めます。

○失われた身体機能を補完又は代替する用具である補装具の支給や日常生活に必要な用具である日常生活用具の給付を行います。

○重度の障がいのある人への外出支援及び社会活動の範囲を広めるため、タクシーチケットの助成又はガソリン等給油券の助成を行います。

★具体的な取組（関連事業）

- ・訪問系、日中活動系の障害福祉サービスの充実【福祉事務所】
- ・自立支援協議会や各専門部会の開催【福祉事務所】
- ・補装具費の支給、日常生活用具給付事業【福祉事務所】
- ・須崎市障害者福祉タクシー等事業【福祉事務所】
- ・須崎市地域移行のための安心生活支援事業【福祉事務所】

1-2 保健・医療の充実

■現状と課題

健康診査・保健指導の適切な実施により、生活習慣病から引き起こされる障がいの予防対策を進めています。また、母子保健事業では妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発に努めています。

障がいのある人が健康診査や必要な医療を受けることができるよう、個々の状況に応じた適切な情報を提供するとともに保健・医療等の関係機関との連携が必要です。

■方向性

障がいの有無にかかわらず、生活の質を高めるには、健康意識の向上や生活習慣病の予防・改善の取組、気軽に相談、受診ができるよう保健・医療体制の充実を図ることが必要です。

引き続き、医療福祉の多職種連携を図り、地域の医療機関と連携しながら、障がいの一つの要因となる疾病の予防や早期発見に関する保健サービス、障がいのある人の健康維持のための医療サービス等の充実を図ります。

■今後の取組

○生活習慣病予防等の市民の健康増進のため、健康診査・保健指導等の保健事業を実施し、障がいにつながる病気の早期発見・早期治療ができる体制を強化していきます。

○医療を必要とする障がいのある人が、適切な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、医療機関や保健所、訪問看護ステーション等と連携を図ります。

○自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の活用と福祉医療費助成に取り組めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・健康増進計画の推進と連携【健康推進課、福祉事務所】
- ・自立支援医療制度の活用【福祉事務所】
- ・福祉医療費助成【福祉事務所、子ども・子育て支援課】

1－3 相談支援体制の充実

■現状と課題

障がいのある人の総合的な相談窓口を相談支援事業所へ委託し、個々の相談に応じています。相談は多岐に渡ることあるため、相談員の知識・対応能力の向上が求められています。

また、平成 27 年 4 月から障害福祉サービスを利用する際にはサービス等利用計画の作成が必須となり、全利用者の計画相談支援の利用を進めてきました。今後さらに、相談支援事業所と連携し、支援体制をさらに充実させることが重要です。

■方向性

障がい者やその家族等が安心して地域で生活するために、身近なところで相談ができ、適切な支援が受けられる相談支援体制の充実を進めます。障がい種別や障がいのある人の置かれた状況に応じた各種相談窓口において、一人ひとりのニーズにあった支援を提供するために、利用者中心の考え方による相談支援の充実を図るとともに、さらなる利便性向上のための取組を推進します。

困難事例等に関する相談・助言、関係機関への連携等、相談支援体制の充実を図るとともに、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置を検討します。

■今後の取組

○障がいのある人が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談員のスキルアップなどの体制強化とさまざまな障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制整備を進めます。

○相談窓口の一層の周知を図ります。

○個々の相談者の抱える課題解決に向けて相談支援事業所や関係機関による連携強化に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 相談窓口の周知【福祉事務所】
- ・ 自立支援協議会（相談支援部会）の定期的な開催【福祉事務所】
- ・ 計画相談支援の充実【福祉事務所】

1-4 差別の解消・権利擁護の推進

■現状と課題

障がいのある人への虐待（疑いも含む）の相談や通報に対し、関係機関の協力のもと、早期解決に向け取り組んでいます。また、障害者差別解消法の施行を受け、職員対応要領を作成し、適切に対応できるよう取り組んでいます。

今後は、障がいのある人の権利や財産を守るための総合的な支援を進めていくことが必要です。

■方向性

障がいの有無にかかわらず、尊厳のある本人らしい生活が継続することができるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

■今後の取組

○障害者虐待防止センターの周知と相談への対応を行い、虐待の早期発見・早期対応と虐待を受けた人、及び擁護者への支援等に取り組めます。

○成年後見制度の利用促進のため、市のホームページや広報誌等を活用した制度の周知を図ります。

○障がいのある人に対し、財産保護など権利擁護を推進するため、日常的な金銭管理等の相談支援の体制を整えます。

○障害者差別解消法に基づき合理的配慮等、差別の解消を促進します。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 障害者虐待防止センターの周知と相談対応【福祉事務所】
- ・ 成年後見制度利用支援事業【福祉事務所、長寿介護課】
- ・ 権利擁護のための当事者への取組支援【福祉事務所】
- ・ 障害者差別解消法の推進【福祉事務所】

基本目標2：就労と雇用の促進（いきいきと暮らせるまち）

障がいのある人の意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活を支える経済的な基盤への支援に取り組みます。

障がいのある人が地域での自立した生活をするため、本人や障がいへの理解のもと、本人の希望する場所で働き続けることができるよう、働きやすい環境づくりを推進します。

2-1 雇用・就業・定着支援

■現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、就労に向けた支援が重要と考え、一般就労を希望する障がいのある人への支援を相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワークとともに取り組んでいます。

個々の適性と能力に応じた雇用の場を確保するためには、企業の支援と理解が不可欠です。また、障がい者雇用は、雇用先を探すことから就職・職場への定着に至るまでの継続した就労支援が必要です。

■方向性

就労を希望する障がいのある人が増加しています。今後も法定雇用率が段階的に引き上げられていくなか、企業ニーズだけではなく、障がいのある人それぞれが希望を叶え、個々の力を発揮して活躍できる働きやすい社会や職場づくりの実現が求められています。

法定の障害福祉サービスの活用や関係機関の取組等を積極的な周知などにより、障がい者の一般就労への移行促進、就労機会の拡充、就労定着を図っていきます。

障がいのある人の就労には、職場の理解が欠かせないことから、障がいへの理解や合理的配慮に関する企業への周知・啓発に取り組み、関係機関と連携のうえ、障がい者の雇用・就労の促進に努めます。

■今後の取組

○一般就労を希望する障がいのある人には、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職活動について相談、情報の提供や就労定着に向けた支援を行います。

○障がいのある人が、個々の適性と能力に応じた雇用につながるよう、企業等に対する啓発に取り組み、幅広い雇用を促進します。

★具体的な取組（関連事業）

- ・企業への啓発活動【福祉事務所】
- ・自立支援協議会（就労支援部会）の開催【福祉事務所】

2-2 福祉的就労の場の充実

■現状と課題

障がいがあり、一般就労が困難な人や一般就労に向けての訓練が必要な人には、就労継続支援事業所（Ｂ型）などの福祉的就労の提供をしています。事業所は、一人ひとりの能力や適性に応じた作業を提供することが重要です。また、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進について継続して取り組んでいかなければなりません。

■方向性

就労意欲のある障がいのある人を支援するため、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障害福祉サービスの適正な利用を促進します。

■今後の取組

○個々の障がい特性や能力に応じたサービスの提供ができるよう、関係機関との連携や情報共有を図り、サービスの充実に努めます。

○障害者優先調達推進法※に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

※障害者優先調達推進法とは国や県、市町村などが「物品の調達や業務（役務）の発注」にあたり、率先して障がい者就労施設を利用＜優先発注＞することで、そこで働く人たちの待遇の改善を図り、自立と社会参加を実現していくことを目的としています。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 就労移行支援、就労継続支援事業の充実【福祉事務所】
- ・ 自立支援協議会(就労支援部会)の開催【福祉事務所】
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進【市】

基本目標3：障がいのある子どもの発達支援、教育の充実 (健やかに暮らせるまち)

障がいのある子どもが将来の自立に向け、一人ひとりに適した効果的な支援をライフステージに応じて切れ目なく受けることができるよう、地域における支援体制の強化を推進します。

また、その家族の子育てに対する不安や負担を軽減する取組を充実させていきます。

3-1 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

■現状と課題

家庭や地域における子育て機能の充実を図るため、平成 28 年度に「子ども・子育て支援課」を新たに設置しました。また、平成 29 年度には、「安心して妊娠・出産・子育てができるまち」を目指し、健康推進課に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。

乳幼児健診や発達相談等を通して障がいを早期に発見し、療育が必要な子どもに対し、支援が受けられるよう取り組んでいます。障がいのある子どもが、それぞれの個性・能力を発揮し、最大限に伸ばしていくための支援が求められています。

子どもの障がいの状態や特性はさまざまであり、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、障がい児通所サービス事業所や教育機関及び専門的医療機関のさらなる連携を図る必要があります。

■方向性

乳幼児健康診査などの健診、発達相談などの相談活動の充実を図り、近年、増加傾向がみられる発達障がいなど、配慮を必要とする子どもやその家庭に対し、早期からの支援を図ります。

■今後の取組

○発達や成長に心配のある乳幼児を早期に発見できるよう、乳幼児健診や発達相談での保護者等からの相談に対し、きめ細やかな対応を行います。発達が気になる子どもには、早期に療育が受けられるよう努めます。

○障がいのある子ども並びにその保護者等が、早期の相談と支援を適切に受けられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関が連携した支援を行います。

★具体的な取組（関連事業）

- ・新生児聴覚スクリーニング検査の実施【健康推進課】
- ・乳幼児健診や、発達相談の利用促進【健康推進課、福祉事務所】

3-2 就学に向けての支援

■現状と課題

障がいのある子どもの保護者などに対して十分な情報提供を行い、その意向を尊重しつつ関係機関が教育的ニーズを把握し、必要な支援について共通理解を深め、就学に向けての支援を行っています。今後は、子ども一人ひとりの障がいの状態や特性に対応した支援の充実を図る必要があります。

■方向性

共生社会の実現に向けて、全ての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据えて必要な力を培うために、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな対応が重要です。

就学前の子どもに対しては、運動やことばなどについて一人ひとりの子どもの発達に応じた支援を実施するとともに、保育園等で受け入れる際に、適切な保育ができるよう、人材育成などにより支援の充実を図ります。

■今後の取組

○保育所では必要に応じて加配保育士や看護師等を配置、又は派遣し、生活面・発達面・医療面の支援を行います。また、特別支援保育コーディネーターや、外部専門家による保育園の巡回や相談業務を行います。

○障がいのある子どもが、個々の障がい特性に応じた適切な就学支援を、継続的に受けられるよう、関係機関や保護者に対し、必要な情報提供を行っていきます。

○就学前に、療育が必要な障がいのある子どもに対し、児童発達支援や保育所等訪問支援などのサービスの提供に取り組みます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・保育所における加配保育士の配置【子ども・子育て支援課】
- ・特別支援保育コーディネーターの配置【子ども・子育て支援課】
- ・教育支援委員会の開催【学校教育課】
- ・就学前支援連絡会の開催【子ども・子育て支援課】
- ・須崎市幼保小連携プログラムの作成・活用【子ども・子育て支援課】
- ・児童発達支援・保育所等訪問支援などのサービスの充実【福祉事務所】
- ・保育所において、医療的ケアを実施するための看護師等の派遣【福祉事務所】
- ・外部専門家による保育園の巡回支援【子ども・子育て支援課】

3-3 教育の充実

■現状と課題

障がいのある子どもの発達段階と個々の能力に応じて、指導・支援ができるよう、取り組んでいます。子どもを中心に関係機関等が連携しながら、将来を見据えた教育の充実が求められています。

■方向性

教育の場では、丁寧な就学相談を行い、多様で連続性のある学びの場の提供に努め、教職員等の質の向上や人的支援の充実を図り、子どもが安心して学べる教育環境の整備に努めます。子どもたちが、その持てる力を高め一人ひとりの能力・特性等を最大限に活かせるよう、インクルーシブ教育を推進します。

■今後の取組

○各学校では引き継ぎシートを活用し、障がいのある子どもが切れ目のない指導・支援が受けられるよう、継続して取り組みます。

○特別支援学級では、個々の障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うとともに、保護者等との情報交換を進め、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実を図ります。また、巡回相談等で専門家の指導や助言を受けながら、教育相談、指導内容や支援体制の充実を図ります。

○障がいのある子どもを中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、支援の充実に努めます。

○訓練・療育が必要な障がいのある子どもに対し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などのサービスの提供に取り組みます。

○障がいのある子どもが、放課後児童クラブや放課後子ども教室を円滑に利用できるよう取り組みます。

○須崎市版サービス継続支援シート（仮称）の、周知と活用に向けた取組を行います。

★具体的な取組（関連事業）

- ・引き継ぎシートの活用【学校教育課】
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の充実【福祉事務所】
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室【子ども・子育て支援課】

基本目標4：生活環境等の整備促進 (つながり、共に支え合うまち)

災害などの緊急時における支援体制を整備し、安心して生活を送ることができる地域づくりを推進します。また、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で安心して外出できるよう、障がいの特性に配慮した道路や公共施設等を整備・改善し、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

4-1 防災・防犯対策等の推進

■現状と課題

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進しています。災害発生時には、障がいの状態や特性に配慮した適切な情報提供や避難支援等を行うことができるよう防災対策を推進しています。

また、障がいのある人が、犯罪や事故に遭わないための取組を進めていくことが必要です。

■方向性

日頃からの防災対策や災害への備えが非常に重要です。防災に関する情報発信、配慮を要する方の緊急時の支援体制の整備を進め、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、日頃から地域や防災関係・福祉関係の機関との連携を促進し、福祉避難所の整備や避難行動要支援者対策などの防災対策を進めます。

■今後の取組

○災害が発生する恐れがある場合や災害発生時に、避難行動要支援者名簿等を活用した適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制を構築します。

○障がいのある人が犯罪や事故に巻き込まれないように、防犯や交通安全に関する情報提供に努めます。

○一般の避難所では、生活が困難な障がいのある人に対応できる福祉避難所の確保や一般の避難所内に福祉避難スペースを確保する等、避難者の障がいの状態や特性に配慮した対応に取り組みます。

○避難行動要支援者の個別支援計画の作成を進め、地域住民や自主防災組織と連携し、必要な情報の提供や災害時の避難支援に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 個別支援計画の作成等
- ・ 避難行動要支援者名簿の更新と関係機関への名簿の提供
- ・ 福祉避難所、福祉避難スペースの確保
- ・ 自主防災組織との連携

【防災課、福祉事務所、長寿介護課、健康推進課】

4-2 暮らしやすい住環境の整備

■現状と課題

暮らしやすい住環境の整備として、身体に障がいのある人が自宅を改修又は改造する場合に費用の一部を助成しています。さらなる住環境整備のため、公共施設や公営住宅のバリアフリー化や歩道の点字ブロック設置、段差の解消を進めていくことが求められています。

■方向性

誰もが安全で快適な生活を送るために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、まちづくりを進める必要があります。公共建築物におけるトイレ等のバリアフリー化を進め、施設利用の利便性・安全性の向上を図るほか、道路改修による歩行空間の拡充など、生活空間全体のバリアフリー化を図ります。

引き続き、障がいのある人等が、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる偏見や慣行などを取り除くことも重要なため、市民のユニバーサルデザインへの理解を進める意識啓発に取り組み、ハード、ソフトの両面の取組を推進します。

■今後の取組

○障がいのある人の住環境に関する相談窓口の周知を図り、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう、住宅改修費又は住宅改造費の助成を行います。

○障がいのある人から公営住宅の入居申請があった場合には、入居できるよう配慮します。

○歩道を新設する際には、必要に応じて点字ブロックの設置や段差の解消に努め、歩行者の安全を確保します。

○公共施設等のバリアフリー化に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・住宅改修・住宅改造事業【福祉事務所】
- ・公営住宅の優遇抽選措置【住宅・建築課】
- ・歩道の点字ブロック設置・段差の解消【建設課】

基本目標5：啓発・広報活動と情報提供の促進 (心をはぐくむまち)

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されることになりました。民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取組が不可欠です。障がいへの理解を深めるための啓発・広報活動や教育、障害者差別解消法に関する啓発・広報活動をさらに推進し、障がいのある人もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けて取組を進めていきます。

また、障がいのある人が地域の中で孤立せず、安心して自分らしい生活を送れるように、地域住民との日常的な交流を進めるとともに、ボランティアの育成や活動を推進し、地域で支え合う体制の充実に努めます。

5-1 相互理解と啓発活動の推進

■現状と課題

障がいのある人に対する正しい理解を深めるための、啓発・広報活動に取り組んでいます。しかし、障がいのある人やその家族は、地域住民等の理解不足を感じている現状があり、相互理解を深めていくことが必要です。

■方向性

障がいへの理解を深めるため、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「精神保健福祉普及運動」（10月）など、国のスケジュールに合わせて、啓発・広報活動を推進します。

また、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法の周知を図り、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

■今後の取組

○障がいのある人への正しい理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

○子どもの頃から障がいへの正しい理解を育んでいくために、福祉的就労施設との交流事業や、障がいに対する学校教育での福祉教育の充実に図ります。

○社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援・芸術文化活動振興）を通じ、障がいのある人の健康づくりや生きがいを見つけるための活動を充実させるとともに、障がい者スポーツイベントや大会などの開催・参加を支援し、それらの活動を通じて市民交流を図ることができるよう努めます。

○障がいのある人を支援するボランティア団体が自発的に行う活動を支援し、ボランティアの育成に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・人権週間での啓発及び講演会の開催【人権交流センター】
- ・市の広報誌、ホームページでの啓発【福祉事務所】
- ・福祉教育の充実【学校教育課・福祉事務所】
- ・社会参加支援事業【福祉事務所】
- ・自発的活動支援事業【福祉事務所】

5-2 情報提供とコミュニケーション支援の推進

■現状と課題

ホームページや広報（声の広報）などを通じて情報提供を行っています。

インターネットの発達やスマートフォン・タブレット端末等の普及等、生活の高度情報化は進んでおり、多様な手段を活用したコミュニケーションの充実が期待されています。一方で、そのような情報技術を使う環境にない障がいのある人への配慮が求められています。

■方向性

令和4年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行され、障がい特性に対応した情報提供体制の充実等について定められました。視覚障がい者向けの点字や音声情報の提供、聴覚障がい者向けの手話や文字情報の提供、失語症者向け意思疎通支援者派遣のほか、ICT機器の活用等により、障がいのある人が情報を取得及び利用できる環境づくりを図ります。障がい特性に応じたコミュニケーション手段の充実により意思疎通を促進することで、障がいのある人の自立と社会参加を支援していきます。

■今後の取組

○福祉制度やサービスの内容を知らせるため、県の作成する「障害福祉のしおり」（県がホームページ上に掲載）を広く活用します。

○情報の取得が困難な障がいのある人への配慮として、点字、音訳、声の広報、分かりやすい言葉での説明、また、防災無線の文字表示機能付き個別受信機の貸与など、情報の見える化を進めていきます。

○視覚や聴覚に障がいのある人の社会活動への参加及び意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

★具体的な取組（関連事業）

- ・声の広報発行【福祉事務所】
- ・防災無線の文字表示機能付き個別受信機の貸与【防災課】
- ・意思疎通支援事業【福祉事務所】

第4章 第7期障がい福祉計画

1. 基本的な考え方

障がいの有無に関係なく、全ての市民が同じように生活・活動するノーマライゼーションの精神を推し進めるため、「誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり」の実現を目指しています。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る、令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

以下の方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して、計画期間（令和6～8年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。



基本指針見直しのポイント

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記

③ 福祉施設から一般就労への移行等

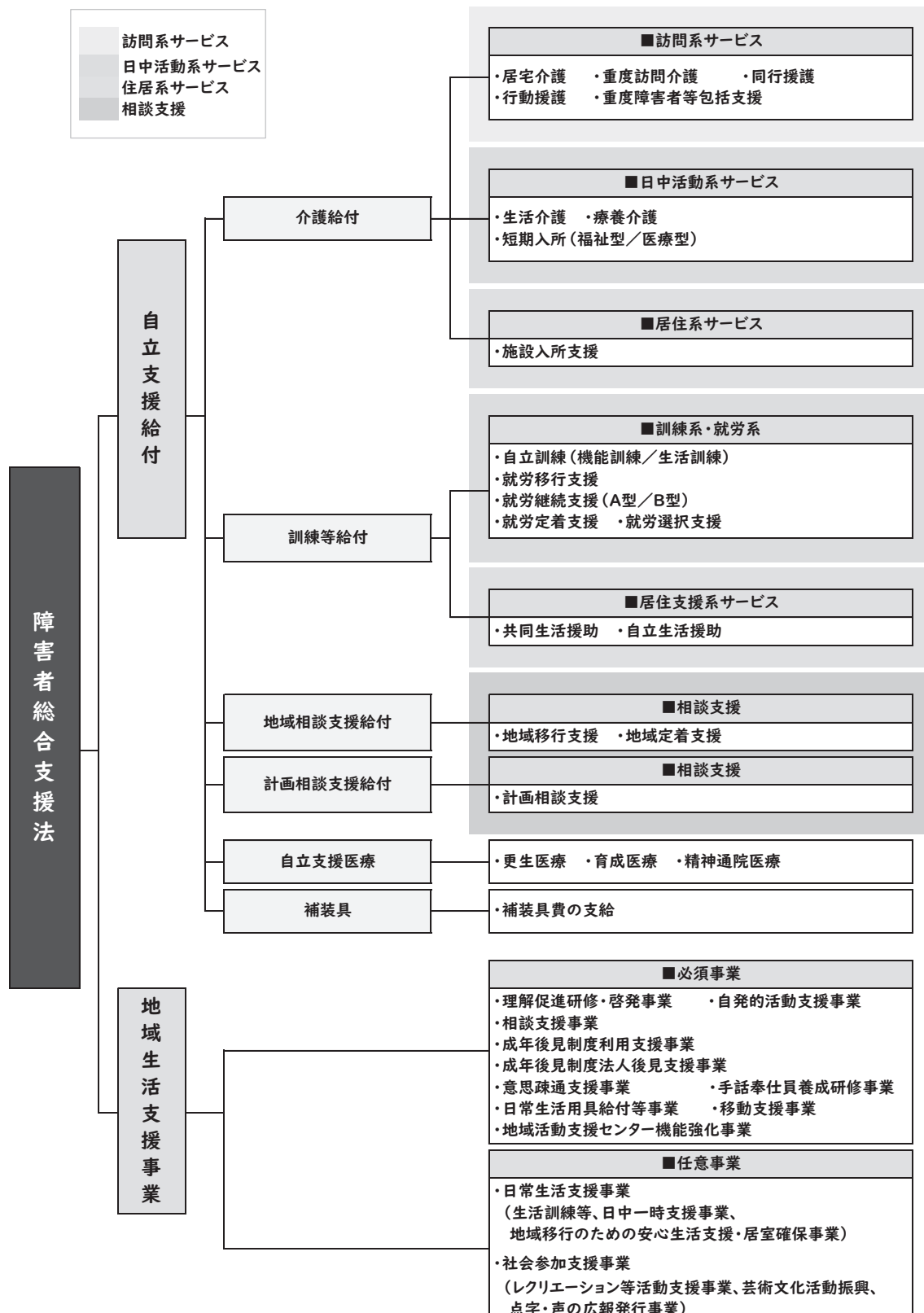
- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がいのある人の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

- ④ **障がい児のサービス提供体制の計画的な構築**
- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
 - ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
- ⑤ **発達障がい者等支援の一層の充実**
- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
- ⑥ **地域における相談支援体制の充実強化**
- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
 - ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
- ⑦ **障がい者等に対する虐待の防止**
- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ⑧ **「地域共生社会」の実現に向けた取組**
- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
- ⑨ **障害福祉サービスの質の確保**
- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
 - ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
- ⑩ **障がい福祉人材の確保・定着**
- ・ICT やロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
- ⑪ **よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定**
- ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況を正確に把握し、障がい児・者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズを把握
- ⑫ **障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進**
- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
- ⑬ **障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**
- ⑭ **その他：地方分権提案に対する対応**

2. 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

(1) サービスの体系図

障害者総合支援法では、障がいのある人が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じて実施する地域生活支援事業があります。



(2) 障害福祉サービスと地域生活支援事業の内容

障害福祉サービスと地域生活支援事業の内容は以下のとおりです。

サービス内容の説明は障害福祉サービスの利用動向と見込量にて行います。

障害福祉サービス	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労定着支援 就労選択支援 就労継続支援（A型・B型） 療養介護 短期入所（ショートステイ）
居住系・ 居住支援系サービス	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援

地域生活支援事業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員要請研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	日常生活支援 （生活訓練等、日中一時支援、 地域移行のための安心生活支援・居室確保事業） 社会参加支援 （レクリエーション等活動支援、芸術文化活動振興、 点字・声の広報等発行）

3. 第6期の実績と第7期の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■第6期の実績と課題

令和4年度現在、地域生活移行者数は1人の実績があります。令和5年度では0人の見込みです。入所施設から地域生活への移行は概ね完了していると考えています。

また、施設入所者数の目標値は48人でしたが、令和4年度現在、46人、令和5年度は49人の見込みとなり目標達成していません。

実 績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活移行者数	1	1	0
施設入所者数	48	46	49

令和5年度は見込み

■第7期成果目標

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

事 項	目 標	備 考
令和4年度末の施設入所者数（A）	46人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末施設入所者数（B）	44人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込数（A－B）	2人	令和4年度末からの施設入所者減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	0人	

【国の指針】

- ・令和4年度末施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活に移行する。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減する。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

■第6期実績と課題

一般就労者移行者数は、令和5年度に2人の見込みであり、目標を達成していません。

また、就労移行支援事業利用者数は、令和5年度実績見込みは8人で目標達成しています。

一般就労を進めるためには、就労面だけでなく、生活面のサポートが必要な人もおり、総合的なサポート体制の構築が重要となります。

障がいのある人の一般就労促進のため、令和5年度に一般企業を対象に障がい者雇用に係る基礎的な研修会を開催しました。また、地域企業等の協力を得ながら、障がいのある人の就労体験の受入れ先を増す取組を行っており、今後も継続して行います。

【実績】

実 績	目標値	実績値	備 考
一般就労移行者数	3人	2人	令和5年度中に福祉施設（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所）を退所し、一般就労する人数
就労移行支援事業利用者数	3人	8人	令和5年度中において就労移行支援事業を利用する人数（見込み）

■第7期成果目標

【一般就労への移行者数目標値と就労移行支援事業利用者数目標値】

事 項	目 標	備 考
一般就労移行者数	3人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数
就労移行支援事業利用者数	3人	令和8年度中に就労移行支援事業を利用する人数

【国の指針】一般就労への移行者数

- ・一般就労移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上。
- ・就労移行支援事業利用者：令和3年度実績の1.31倍以上。

【就労移行支援事業の利用者数（就労移行率）の目標値】

事 項	目 標	備 考
令和8年度の年間一般就労者数	1人	令和8年度において就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労する人の数
令和8年度の年間一般就労者数	1人	令和8年度において就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労する人の数

【国の基本指針】

- ・就労継続支援事業（A型）：令和3年度の1.29倍以上。
- ・就労継続支援事業（B型）：令和3年度の1.28倍以上。

【就労定着支援事業の利用者数と就労定着率が 7 割以上の事業所数の目標値】

就労定着支援事業については、市内及び近隣の市町にも実施する事業所がないため、目標値を設定していません。関係機関との連携を深めることで、就労後の支援のニーズに応える体制づくりに努めます。

事 項	目 標	備 考
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—	【新規】 市内に該当する事業所がないため。
令和8年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	—	市内及び圏域に利用できる事業所がないため。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	—	市内に該当する事業所がないため。

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の 1.41 倍以上とする。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■第6期実績と課題

地域生活支援拠点等の整備は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。「親亡き後」の支援は今後の課題であると考えていますので、機能充実に向け検討を進めていく必要があります。

地域生活支援拠点等の整備状況	下記のとおり、面的整備により、整備済みです。 ・相談機能については、福祉事務所のほか、須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」に相談支援事業を委託し、必要に応じ「ほっと」から関係機関につなぐ流れができています。 ・「親亡き後」を見据え、自立して1人で生活することを目指す障がいのある人が一人暮らしの体験ができるよう、須崎市地域移行のための安心生活支援事業を実施しています。 ・芸術・文化に触れる機会を増やすため、須崎市社会参加支援事業を実施し、各種ワークショップ・作品展等を実施しています。 ・緊急時の受入・対応については、受入先となる各入所施設と対応に係るフローについて協議ができています。 ・須崎市障害者自立支援協議会の全体会他に、各専門部会の活動を活性化することで、関係機関や福祉関係以外の機関との連携が可能となり、地域の体制づくりができています。 ・専門的人材の確保として、医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。
----------------	--

■第7期成果目標

- ・各機能の強化・充実に取り組みます。

【目標値】

事 項	目 標	備 考
地域生活支援拠点数	1 か所	令和8年度末までの拠点数
運用状況の検討回数	年 1 回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数
コーディネーターの配置人数	検討	
強度行動障害に関する支援体制	検討	令和8年度における体制の有無

【国の指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）する。

- ・コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを含む障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 相談支援体制の充実

■第7期成果目標

障害福祉サービスを提供するにあたって、相談支援体制の充実が必須となります。基本指針に則り、体制の充実に努めます。

【目標値】

事 項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施 (基幹相談支援センターの設置)	検討	検討	検討
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討	検討	検討
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数	検討	検討	検討
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	検討	検討	検討
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	検討	検討	検討
協議会専門部会の設置数及び実施回数	4 専門部会 14 回	4 専門部会 14 回	4 専門部会 14 回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者・機関数	4 回 1 機関	4 回 1 機関	4 回 1 機関
主任相談支援専門員の養成	0 人	0 人	0 人
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1 件	1 件	1 件

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第７期成果目標

【目標値】

事 項	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議の場の設置	有	有	有
協議回数	５回	５回	５回
各年度における協議の場への参加者数	１５人	１５人	１５人
各年度における目標設定	地域課題の抽出及び支援策に係る協議等		
各年度における評価の実施回数	２回	２回	２回

【国の基本指針】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込み。
- ・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み。
- ・協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

4. 障害福祉サービスの実績と見込量

前計画の利用実績の推移を踏まえるとともに、サービスの再編やニーズ調査などを総合的に勘案して、第7期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込量を定めました。

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除などの家事援助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がい等により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出援助を行います。
行動援護	自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

第6期実績と課題

- ・令和5年11月実績として、28人の利用がありました。
- ・居宅介護事業所は近隣市町村も含め、提供できる体制にあるものの、夜間、休日の対応が難しい現状があります。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込	18	470	18	470	18	470
	実績	22	378	26	465	28	485

（各年度3月の値。令和5年度は11月の値。）

第7期見込みと方策

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)
居宅介護	34	490	34	490	34	490
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	1	10	1	10	1	10
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

- 令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。令和6年度より、訪問系サービスの見込みは、サービス毎に見込むこととなりました。
- 居宅介護は、一定の増加を見込んでいます。今後、個々のニーズに添ったサービスの提供ができるよう、相談支援の強化と関係機関連携に努め、さらなるサービスの充実に努めます。

（２）日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人が自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人や精神障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する６５歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労選択支援 【新規】	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にする支援です。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労継続支援（Ａ型）	一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスにより就労に必要な知識や能力が向上した人は、就労継続支援（Ａ型）や一般就労への移行を目指します。
療養介護	長期の医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

第6期実績と課題

- ・地域移行が進むことで生活介護の利用増加を見込んでいましたが、利用日数の大幅な増加はありませんでした。
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）就労移行支援利用者は、令和5年度は、各サービス1人の利用がありました。
- ・必要性に応じて一般就労中の就労継続支援の一時的な支給を行いました。
- ・就労意欲のある障がいのある人が多いことから、就労継続支援事業（B型）のサービス利用者は見込量以上の実績がありました。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込	92	1,599	92	1,599	94	1,622
	実績	90	1,368	87	1,327	87	1,544
自立訓練（機能訓練）	見込	2	22	1	11	0	0
	実績	0	0	0	0	1	22
自立訓練（生活訓練）	見込	1	23	0	0	0	0
	実績	1	15	0	0	1	5
就労移行支援	見込	0	0	1	20	3	60
	実績	1	17	2	36	1	22
就労定着支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	見込	7	147	7	147	6	128
	実績	5	93	5	96	4	84
就労継続支援（B型）	見込	81	1,483	82	1,508	81	1,498
	実績	85	1,349	85	1,399	88	1,538
療養介護	見込	8		8		8	
	実績	8	224	8	224	7	210
短期入所 （ショートステイ）	見込	11	58	11	58	11	58
	実績	7	27	5	22	7	59

第7期見込みと方策

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	87	1,500	87	1,500	87	1,500
うち重度障害者	14	241	14	241	14	241
うち 医療的ケアが必要な方	3	51	3	51	3	51
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	22	1	22	1	22
うち重度障害者	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	2	40	2	40	2	40
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	4	79	4	79	4	79
就労継続支援（B型）	88	1,514	90	1,575	91	1,638
就労選択支援【新規R7】			0	0	0	0
療養介護	7		7		6	
短期入所 （ショートステイ）	10	50	10	50	10	50

- ・令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。
- ・生活介護・就労継続支援（A型・B型）については、これまでの実績を分析し、介護保険への移行や特別支援学校卒業後の進路などを見込んでいます。
- ・就労移行支援は、特別支援学校卒業後の進路の見極めに利用する人を、これまでの実績から見込んでいます。
- ・短期入所は、現在の支給決定数や今後利用を検討している人から見込んでいます。
- ・居宅で生活する障がいのある人が日中過ごす場所として、訪問系サービスと日中活動系サービスを併用して利用することが多いため、今後さらにサービス提供体制の充実に努めます。
- ・国において、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正が検討されていることから、今後も必要に応じ、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用について、支給を行います。
- ・利用する本人や家族の望む生活を提供するために、関係機関が連携し、ニーズの把握に努めます。

(3) 居住系・居住支援系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談・助言、日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	施設入所やグループホームを利用していた人等を対象に定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。

第6期実績と課題

- ・共同生活援助の利用者が見込みを下回る実績となりました。
- ・施設入所支援では、実績は見込みをやや上回る結果となっています。地域生活が可能である施設入所者は、概ね地域移行が進んでいると考えています。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
共同生活援助 (グループホーム)	見込	36	40	40
	実績	29	28	31
施設入所支援	見込	47	47	48
	実績	49	46	49
自立生活援助	見込	0	0	0
	実績	0	0	0

(各年度3月の値。令和5年度は11月の値。)

第7期見込みと方策

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
共同生活援助 (グループホーム)	32	32	32
うち重度障害者	0	0	0
うち 医療的ケアが必要な方	0	0	0
施設入所支援	48	47	46
自立生活援助	0	0	0

- ・共同生活援助については、施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活移行の状況を勘案して見込みます。
- ・共同生活援助は、一定の増加があるの見込んでいます。また、家族等と生活している人の自立に向けた訓練の場としても想定をしています。
- ・施設入所支援は、微減傾向にあるの見込んでいます。
- ・サービスの必要性を検討し、本人や家族のニーズに沿ったサービスの提供ができるよう努めます。

（４）相談支援

サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

第6期実績と課題

- ・計画相談支援は、市内外の事業所を利用し、すべての利用者に適正に実施できています。
- ・地域移行支援・地域定着支援は、サービスを提供する事業所が近隣にないことから実績は0となっています。現在は、関係機関の連携により、サービス提供と同等の対応ができています。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
計画相談支援	見込	42	44	46
	実績	42	47	53
地域移行支援	見込	0	0	0
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込	0	0	0
	実績	0	0	0

（各年度3月の値。令和5年度は11月の値。）

第7期見込みと方策

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
計画相談支援	55	57	60
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

- ・相談支援専門員の育成に努め、質の向上を目指します。
- ・地域移行支援・地域定着支援は、サービスを提供する事業所が近隣にないことから0と見込んでいます。今後、関係機関の連携強化により、ニーズに応える体制づくりに努めます。

5. 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業の概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。

第6期実績と課題

- ・市内約 60 か所の企業を訪問し、障がい者差別禁止及び合理的配慮等に係る啓発リーフレットを配布することで、雇用者や職場における障がいへの理解に対する啓発を実施しました。
- ・多くの人の目に止まることを狙いとして、市内量販店で、障がいのある人・特別支援学級・特別支援学校作品展を実施しました。
- ・市広報に一般就労する障がいのある人の特集記事や農福連携、障害福祉サービスに係る記事を掲載し、広く市民に対して障がいに対する理解促進に取り組みました。
- ・市内の放課後児童クラブにおいて、子どもを対象として、障がいについての理解を深めるための福祉教育に取り組みました。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

- ・引き続き、市民の障がいへの理解を深めるための施策等に取り組みます。とりわけ、目に見えない障がい（知的障がい・精神障がい等）に対する理解促進に努めます。
- ・物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚や聴覚に障がいがある人などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念（社会的障壁）の除去を図るために、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止対策に努めるほか、障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いをなくし、合理的な配慮の推進に努めます。

② 自発的活動支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域における自発的な取組を支援する事業です。

第6期実績と課題

- ・発達障がいや知的障がい等のある子どもの保護者に、講師を招き、発達障がいに対する理解を深めるための研修を実施しました。
- ・コロナ禍により、活動が縮小されてきたため、今後の活動を活発化していく必要があります。
- ・事業実施にあたっては、当事者及び関係機関との調整が必要であるため、計画的に取り組む必要があり、新たな事業実施に向けて検討していきます。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

- ・各団体と障害福祉サービス事業者や地域団体の交流を図り、効率的な事業実施の方法を検討します。

③ 相談支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言 障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行う事業です。

第6期実績と課題

- ・相談支援事業は、「須崎市社会福祉協議会」に委託し、障がいのある人のさまざまな相談に対応しています。サービス内容や相談内容は多岐にわたり、相談員の知識・対応力の向上が求められます。

- ・引き続き、相談窓口の周知のための広報に努めます。

（相談件数：令和3年度 4,520 件、令和4年度 4,398 件、令和5年11月末迄 3,411 件）

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 【交付税措置】	委託事業者数	見込	1	1	1
		実績	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	見込	検討	検討	検討
		実績	無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	見込	検討	検討	検討
		実績	無	無	無
住宅入居等支援事業 (住宅サポート事業)	実施の有無	見込	検討	検討	検討
		実績	無	無	無

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	委託事業者数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業 (住宅サポート事業)	実施の有無	検討	検討	検討

- ・身体・知的・精神の3障がいのみならず、高次脳機能障がい、難病や各種二一ズに対応できるよう、相談支援の充実を図っていきます。

- ・地域の実情や課題等を勘案し、必要な体制整備に向けて取り組みます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用支援を行う事業です。

第6期実績と課題

- 令和5年度に後見開始等審判の申立要請が1件ありました。今後も周知と活用に向けた取組が必要です。
- 関係機関と連携し、権利擁護のための支援を実施しました。
- 権利擁護研修や権利擁護意見交換会等に参加しました。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	見込	0	1	1
		実績	0	0	1

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	1	1

- 令和5年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ等を勘案して見込みました。
- 相談支援や関係機関等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行う事業です。

第6期実績と課題

- ・この事業の実績はありません。今後は、後見人の確保のため、制度の理解を深めることが必要です。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込	無	無	有
		実績	無	無	無

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

- ・事業実施について検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、失語症、その他意思疎通が困難な障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行う事業です。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	

第 6 期実績と課題

- ・令和 3 年度に意思疎通支援事業の実績が 1 件ありました。
- ・令和 4 年度より、「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を開始しました。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数 (件)	見込	4	4	4
		実績	1	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	見込	0	0	1
		実績	0	0	0

第 7 期見込みと方策

サービス名			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数 (件)		2	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)		0	0	0

- ・継続して周知と活用に取り組みます。
- ・手話通訳者設置については、検討していきます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。

第6期実績と課題

- ・事業実施について検討していましたが、実施に至っていません。研修を実施するには、手話が必要とする人の把握と受講者の確保が必要です。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数 (人)	見込	0	0	0
		実績	0	0	0

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数 (人)	0	0	0

- ・今後は、手話奉仕員養成研修の実施の方法について検討します。

⑧日常生活用具給付等事業

事業の概要

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、障がいの状況に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。

第6期実績と課題

- ・ストマ装具については、令和4年度から身体障害者手帳交付日から現物給付の対象となるまでの間に自費負担した分を償還払いできる制度を設置し、支援の拡充を行いました。

（償還払いの給付実績：令和4年度11件）

- ・情報・意思疎通支援用具の給付が増加しています。ルミエールサロンとの連携により、利用者のニーズに適切な対応が実施された結果と考えます。今後も、適切な給付に努めることが必要です。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
排泄管理支援用具 （ストマ用装具・紙オムツ等）	給付件数／年	見込	870	880	880
		実績	801	859	799
介護・訓練支援用具 （特殊寝台・特殊マット等）	給付件数／年	見込	2	2	2
		実績	1	0	3
自立生活支援用具 （入浴補助用具等）	給付件数／年	見込	8	8	8
		実績	5	3	8
在宅療養等支援用具 （盲人用体温計等）	給付件数／年	見込	3	3	3
		実績	1	7	0
情報・意思疎通支援用具 （点字器・人工喉頭等）	給付件数／年	見込	8	8	8
		実績	3	2	4
住宅改修費	給付件数／年	見込	2	2	2
		実績	1	0	3
合 計		見込	893	903	903
		実績	812	871	817

（令和5年度は見込み値）

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
排泄管理支援用具	給付件数／年	880	880	880
介護・訓練支援用具	給付件数／年	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数／年	8	8	8
在宅療養等支援用具	給付件数／年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	5	5	5
住宅改修費	給付件数／年	2	2	2
合 計		900	900	900

- ・今後も関係機関と連携し、ニーズに添った用具の給付ができるよう取り組みます。

⑨移動支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業です。

第 6 期実績と課題

- ・利用時間は利用人数に伴い、増加傾向にあります。今後も、障がいのある人の生活ニーズに合わせたサービスを提供できる体制づくりに努めます。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数 (人)	見込	10	10	10
		実績	10	7	13
	延利用時間数 (時間)	見込	420	450	480
		実績	531	495	617

第 7 期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数 (人)	10	10	10
	延利用時間数 (時間)	500	500	500

- ・令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症流行が収束したことにより、令和 6～8 年度は同程度の利用量で推移すると予測しています。障がいのある人のニーズを把握するために、関係機関と連携し、適正な利用ができるよう努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

事業の概要

サービス名	内 容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、障がいのある人が通いながら、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の促進の便宜を供与する地域活動支援センター機能の充実強化を進める事業です。 機能強化事業の例として、下記の類型が設けられています。 I 型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III 型：地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

第 6 期実績と課題

- ・令和 4 年度に地域活動支援センターⅢ型を設置し、事業を開始しています。
- ・今後は、地域活動支援センター事業について、幅広く周知・広報し、新規利用につなげていくことが必要となっています。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業【交付税措置】	実施箇所数（箇所）	見込	1	1	1
		実績	0	1	1

第 7 期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業【交付税措置】	実施箇所数（箇所）	1	1	1

- ・就労移行支援、就労活動支援等、障害福祉サービスを利用しない、できない人にも人や社会との交流機会をつくる地域活動支援センターの取組の周知等を推進します。

(2) 任意事業

① 生活訓練等事業（日常生活支援）

事業の概要

サービス名	内 容
生活訓練等事業 （日常生活支援）	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

第 6 期実績と課題

- ・令和 3 年度はパソコン教室、令和 4・5 年度は料理教室を開催し、日常生活上必要な訓練・指導などを行っています。参加者が固定化されていること等の課題もあるため、実施方法や内容には検討が必要です。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等事業 （日常生活支援）	実利用者数 （人）	見込	44	54	54
		実績	12	14	23

第 7 期見込みと方策

サービス名			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等事業 （日常生活支援）	実利用者数（人）		15	15	15

- ・参加者の確保や新規利用者拡大を図るため、広報に努めます。

② 日中一時支援（日常生活支援）

事業の概要

サービス名	内 容
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な場合に、日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族の負担を一時的に軽減するための事業です。

第6期実績と課題

- 障がいのある人等の家族の就労支援や障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行いました。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数（人）	見込	15	15	16
		実績	13 （うち児童12）	14 （うち児童13）	16 （うち児童15）
	延利用回数（回）	見込	200	220	250
		実績	406	364	375

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数（人）	16	16	16
	延利用回数（回）	400	400	400

- 日中一時支援事業により、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。
- 現状の利用者で推移していくものと考え見込んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症流行が収束したことにより、利用回数は一定の増加を予測しています。

③ 地域移行のための安心生活支援・居室確保事業（日常生活支援）

事業の概要

サービス名	内 容
地域移行のための安心生活支援・居室確保事業（体験的宿泊）	障がいのある人が「親亡き後」を見据え、自立して１人で生活することを目指す事業です。

第６期実績と課題

- ・障がいのある人の「親亡き後」を見据え、障がいのある人が、自立して１人で生活することを目指す「地域移行のための安心生活支援・居室確保事業」を令和４年８月より実施しています。

サービス名			令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域移行のための安心生活支援・居室確保事業（体験的宿泊）	延人数（人／年）	見込		—	—
		実績		０	２

第７期見込みと方策

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域移行のための安心生活支援・居室確保事業（体験的宿泊）	人数（人／年）	２	２	２

- ・令和５年度までの事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ等を勘案して見込みました。

④ 社会参加支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
レクリエーション等 活動支援事業 (社会参加支援)	障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がいのある人が社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行う事業です。
芸術文化活動振興 (社会参加支援)	障がいのある人等の芸術文化活動を振興することにより、障がいのある人等の社会参加を促進することを目的とした事業です。

第6期実績と課題

- ・レクリエーション活動として、ビームライフル、ボッチャ、ボウリングなどを実施しました。
- ・芸術文化活動振興では、各種ワークショップや作品展などを開催し、地域を巻きこんでの活動が実施できました。
- ・今後も、障がいのある人の社会参加活動の環境整備のため、地域と交流する機会を多く持てる事業を展開していきます。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション等 活動支援事業	延人数 (人/年)	見込	20	20	30
		実績	8	5	20
芸術文化活動振興 (ワークショップ等)	延人数 (人/年)	見込	30	30	40
		実績	44	140	6
芸術文化活動振興 (作品展)	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション等 活動支援事業	延人数 (人/年)	10	10	10
芸術文化活動振興 (ワークショップ等)	延人数 (人/年)	30	30	30
芸術文化活動振興 (作品展)	実施の有無	有	有	有

- ・芸術文化活動振興を通じて、障がいのある人の社会参加につながるよう、関係機関との連携を深め、より効果的な事業を実施します。
- ・参加者の固定化等の課題もあるため、今後は新たな企画や開催方法についても検討していきます。

⑤ 点字・声の広報発行事業（社会参加支援）

事業の概要

サービス名	内 容
点字・声の広報発行事業 （社会参加支援）	文字による情報入手が困難な人に点訳、音声訳その他分かりやすい方法により、広報等を通じて、生活情報、その他地域生活をするうえで必要な情報などを適宜、提供する事業です。

第6期実績と課題

- ・市広報を「須崎朗読の会」の協力の下、声の広報として音声化し、年12回配付を行いました。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報発行事業 （社会参加支援）	実人数 （人／年）	見込	2	2	2
		実績	1	1	1

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報発行事業 （社会参加支援）	実人数（人／年）	2	2	2

- ・新規利用者への声かけを強化し、継続して実施します。
- ・利用者の生活環境の調査を行い、ニーズに合わせた事業を実施します。
- ・「須崎朗読の会」協力のもと、声の広報を発行し、文字による情報入手が困難な人に情報提供をしていきます。また、点字での対応を希望する人がいた場合は、対応できるよう検討します。

第5章 第3期障がい児福祉計画

1. 基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、子どもを笑顔で社会に送り出すことが重要です。

障がいのある子どもの支援を行うにあたり、本人にとって最善と思われる育成支援が必要であることから、本人とその家族に対して、早い段階から身近な地域で支援ができるように、質の高い専門的な発達支援が行える障害児福祉サービスの充実を図ります。

障がいのある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築をさらに推進し、地域の保育、教育等の支援を受けられるよう、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。

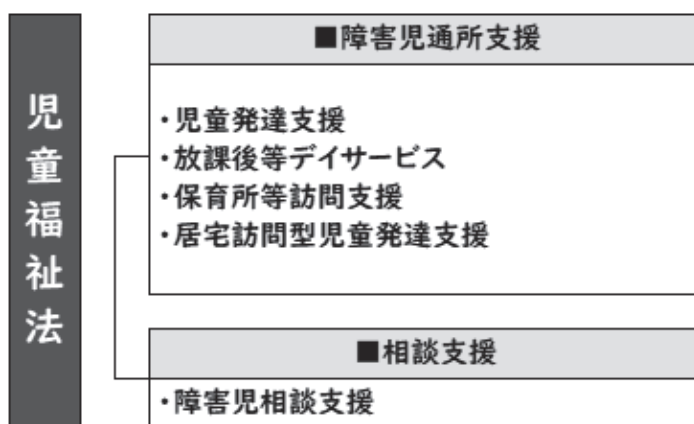
そのため、県及び高幡圏域市町と連携し、障害児福祉サービス提供体制を強化し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とし、障がいの有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して、計画期間（令和6～8年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2. 障害児福祉サービス

(1) サービスの体系図

障害児福祉サービスの体系図は以下のとおりです。



(2) 障害児福祉サービスの内容

障害児福祉サービスの内容は以下のとおりです。

サービス内容の説明は障害児福祉サービスの利用動向と見込量にて行います。

障がい児支援	
障害児通所支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
相談支援	障害児相談支援

3. 第3期障がい児福祉計画の目標

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターとは、地域の障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

■現状	現在、設置はされていませんが、設置について検討を進めています。
■第3期成果目標	市で1か所整備することを目指します。

【国の指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

(2) 保育所等訪問支援が利用できる体制構築

障がいのある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います。個々の身体の状態や置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うことができます。

■現状	乳幼児健診時に支援が必要となる子どもを発見し、通園する保育所等に対して巡回支援を行うとともに、令和3年度からは、市内の事業所によって保育所等訪問支援が提供できる体制が整い、適切に子どもや保護者のニーズに応えることができています。
■第3期成果目標	継続

【国の指針】

- ・すべての市区町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

（３）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障がい児といいます。

■現状	現在、設置はされていませんが、児童発達支援センターの必要な機能として整備に向けた協議を進めています。
■第３期成果目標	市又は高幡圏域で１か所整備することを目指します。

【国の指針】

- ・令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- ・令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）

（４）医療的ケア児支援のための協議の場の設置

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

■現状	協議の場を設置することはできていませんが、必要に応じて関係機関が連携して協議を行い、必要な支援につなげています。 令和５年度は、保健師１名と相談支援専門員１名が、医療的ケア児コーディネーターとして配置されています。
■第３期成果目標	医療的ケア※が必要な子どもに対し、連携して支援ができるよう協議の場（こども部会等で協議できる体制）を設置します。 ※医療的ケア児とはたんの吸引や酸素吸入などが必要とされる子どもです。 また、医療的ケアを必要とする子どもが、保育所等において適切な医療的ケアを受けられるようにするため、「医療的ケア児保育支援事業」を令和６年度に整備する予定です。事業利用の際には、関係者間で、対象となる子どもの、医療的ケア等に係る協議の場を設けるものとします。

【国の指針】

- ・令和８年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ・令和８年度末までに、各都道府県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置

も可)

(5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい児・者やその家族に対して、乳幼児期から学齢期そして成人期までのすべてのライフステージにおいて、保健・医療・教育・福祉・就労など各分野の関係機関との連携を図りながら、継続した支援を行うとともに、情報提供等を行います。

【目標値】

事 項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニング※ ¹ の受講者数見込み (人数)	5 人	5 人	5 人
ペアレントプログラム※ ² の受講者数見込み (人数)	5 人	5 人	5 人
ペアレントメンター※ ³ の人数	1 人	1 人	1 人
ピアサポート※ ⁴ の活動への参加人数	6 人	6 人	6 人

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、全ての市区町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

※1 ペアレントトレーニング

グループの中で他の親との出会い、自分の子育ての悩みを語ったり、それぞれの子どもに応じた具体的ななかかわり方や環境調整の工夫を学んだり、子どもとともに成長していく場を提供するもの

※2 ペアレントプログラム

子どもの個性をさまざまな角度から見つめ、良い面を発見し、関わり方を学び、共に考える仲間を見付けて、楽しく子育てできるためのコツと自信を身に付けるための講習会などのこと

※3 ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよい相談相手となれる人のこと

※4 ピアサポート

同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動

4. 障害児福祉サービスの利用動向と見込量

(1) 障害児通所支援

サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援 (医療型児童発達支援)	未就学の子どもに、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。令和6年度より福祉型・医療型の類型が一元化となりました。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や支援を行います。
保育所等訪問支援	支援の必要な子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

第2期実績と課題

- ・障がいのある子どもが成長段階に応じて適切な支援を受けるため、保護者が分かりやすいよう支援制度の一覧表を作成しました。また、関係する支援機関でスムーズな引継ぎや情報共有等ができるよう、継続支援シートの様式を作成しました。
- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援は、市内外の事業所を利用しています。
- ・児童発達支援は、市内の事業所が2事業所となり、利用量が増加しました。放課後等デイサービスについても利用量は増加傾向にあります。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	見込	10	68	10	65	9	63
	実績	9	48	17	49	30	127
医療型児童発達支援	見込	1	1	2	2	2	2
	実績	0	0	1	1	1	4
放課後等デイサービス	見込	29	391	29	391	29	391
	実績	38	285	50	413	46	350
保育所等訪問支援	見込	3	3	2	2	2	2
	実績	1	1	3	3	7	9
居宅訪問型 児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

(各年度 3 月の値。令和 5 年度は 11 月の値。)

第 3 期見込みと方策

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援		38	89	39	91	40	93
放課後等デイサービス		60	475	61	480	62	490
保育所等訪問支援		5	5	5	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援		0	0	0	0	0	0

- ・令和 6 年度以降の見込量については、令和 5 年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び市内在住の 18 歳未満の各種障がい者手帳所持者数等をもとに見込みます。
- ・保護者からは、早期療育や放課後等デイサービス利用などの要望があることから、今後も障がいのある子どもが、切れ目ないサービスを受けることができるよう、ニーズの把握とサービスの充実を図ります。

(2) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

第2期実績と課題

- ・個別ニーズに応じた事業所の選択が可能となり利用者が増え、障害児相談支援の利用者も増加しました。障がいのある子どもに対する支援は学校や医療機関・保護者等の連携強化が重要です。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人数 (人/月)	見込	12	12	12
		実績	9	16	30

第3期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実人数（人/月）	20	21	22

- ・令和6年度以降の見込量については、令和5年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び市内在住の18歳未満の障がい者手帳所持者数等をもとに見込みます。
- ・障害児相談支援により、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を行っていきます。

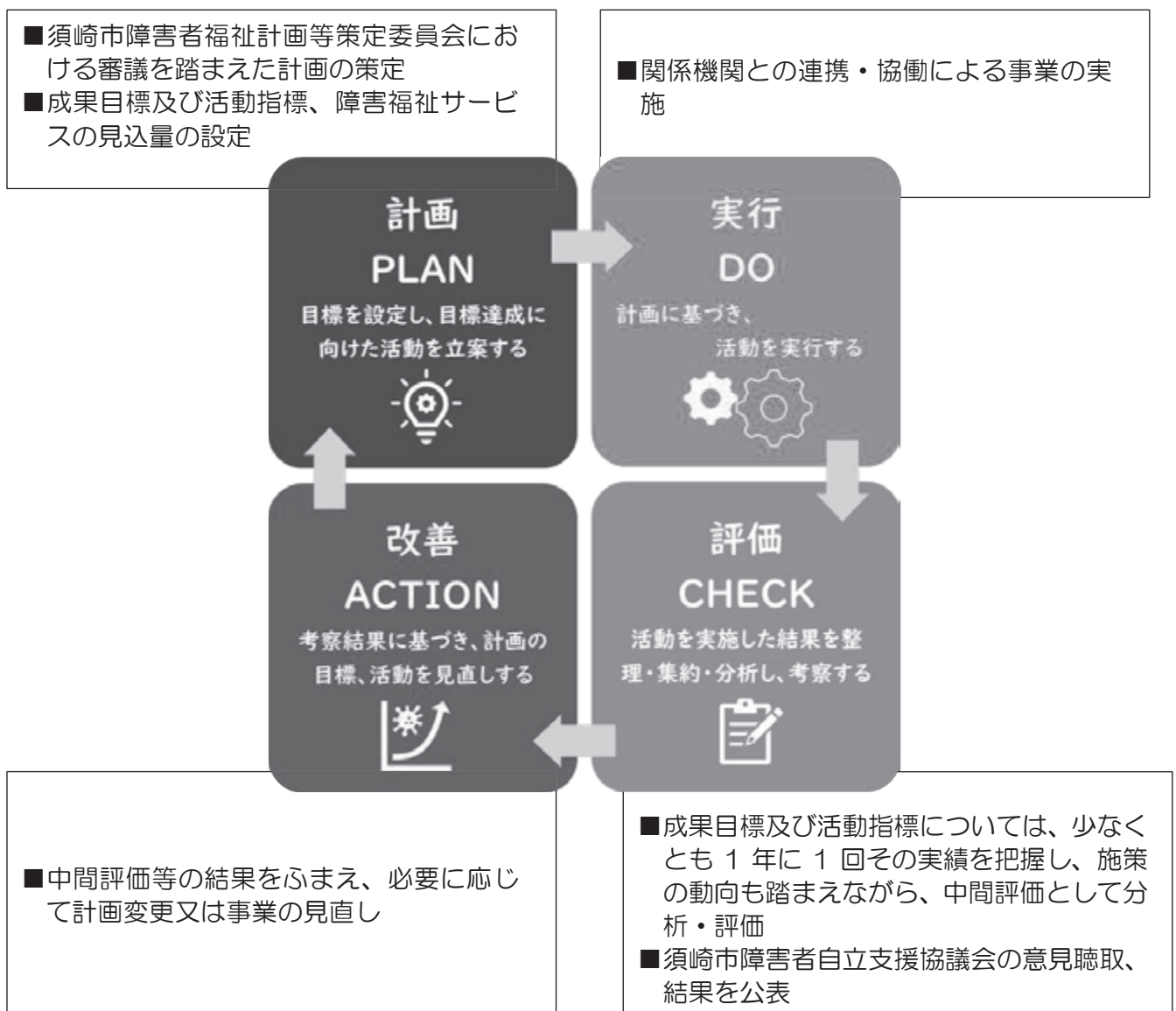
第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

PDCA サイクル



2. 計画の推進体制

計画の推進については、須崎市障害者自立支援協議会（以下、自立支援協議会。）が進行管理及び評価等を行い、中核的存在となります。

自立支援協議会では、関係機関が地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化及び課題の解決に向けた協議を行います。自立支援協議会には、全体会、各専門部会（相談支援部会、子ども部会、就労支援部会、農福連携部会）が設置されています。

（１）計画の周知

基本理念である「誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり」に向けて、障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。本計画については、市の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がいのある人やその家族、地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障がい者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

（２）保健・医療・福祉・教育分野における連携

障がいのある人の地域生活（ニーズ）を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供に努めます。

（３）地域との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

（４）国・県・高幡圏域との連携

障がいのある人の地域生活を支えるさまざまな施策（障害福祉サービス）は、須崎市だけで対応できない施策もあります。国や県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県・高幡圏域の関係機関との連携を密接に図りながら本計画を推進していきます。

資料編

須崎市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(任期：令和５年９月１日から令和７年８月３１日)

	氏 名	所 属 等	委員区分
1	近藤 大地	須崎市生活支援・総合相談センターほっと	関係機関の代表者
2	戸田 加奈	通所支援ベルテール須崎園	関係機関の代表者
3	泥谷 美香	障害者就業・生活支援センターこうばん	関係機関の代表者
4	吉村 正裕	社会福祉法人 須崎市福祉事業協会	関係機関の代表者
5	三浦 朋之	須崎福祉保健所	関係機関の代表者
6	石本 勝広	医療法人南江会 一陽病院	関係機関の代表者
7	朝比奈 美紀子	市民・有識者	市民
8	若林 タ子	市民	市民
9	山岡 伸也	福祉事務所	市の職員
10	西本 美公子	長寿介護課	市の職員
11	山崎 多恵子	学校教育課	市の職員
12	吉原 明子	子ども・子育て支援課	市の職員
13	谷脇 弘	健康推進課	市の職員

計画策定の経緯

実施時期	内 容
令和５年８月	アンケート調査
令和５年１０月	第１回 計画策定委員会
令和５年１２月	第２回 計画策定委員会
令和６年２月	第３回 計画策定委員会
令和６年２～３月	パブリックコメント

須崎市障害者福祉計画等策定委員会条例

平成 18 年 6 月 28 日

須崎市条例第 29 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画の策定に関する調査及び審議を行うため、須崎市障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民
- (4) 市の職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 2 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和 47 年須崎市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 22 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 10 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

須崎市アンケート調査票

在宅生活をしている障害のある方へのニーズ調査 ご協力をお願い

日頃より須崎市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

須崎市では、現在、平成30年度に策定しました「第3期障害計画」、令和3年度に策定しました「第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画」の改定に向けた取組を進めています。そのため、住民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方の特定や、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年8月

須崎市

【調査対象者】令和5年8月1日現在で、

■須崎市にお住まいの18歳以上65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④障害福祉サービス受給者証を交付されている方

■須崎市にお住まいの18歳未満の方で、次のいずれかに該当する方の保護者

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④通所受給者証を交付されている方
- ⑤障害福祉サービス受給者証を交付されている方

■ご記入について■

・原則として、ご本人がご記入ください。

心身の状態などでご本人が記入困難な場合、または、ご本人が長期不在、その他の理由で回答できない場合は、同居されている方などが、ご本人に聞くなど、ご本人の意思を尊重しながらご記入くださるようお願いいたします。

■調査票の返信について■

・ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、令和5年8月21日(月)までに郵便ポストに投函していただきますようお願いいたします。

■本調査についてのお問い合わせは■

須崎市福祉事務所 障害福祉係

電話：(0889) 42-1207(直通) FAX：(0889) 42-1190
E-mail: fukusi2@city.susaki.lg.jp

【サービスの説明】このページでは、サービスの種類、内容などの説明を行っています。

6p～7pにあります、問15の説明文になりますので、参考にしてください。

サービスの種類		説明
訪問系サービス	①居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。
	②重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅へ入浴や排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助、外出時の移動の補助を行います。
	③同行支援	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援助などを行います。
	④行動支援	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	①生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
	②自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	③自立訓練(生活訓練)	
	④就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。
	⑤就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。
	⑥就労継続支援(A型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約に基づく(A型のみ)就労の機会の提供や知識および能力向上のための訓練を行います。※B型は雇用契約なし
	⑦就労継続支援(B型)	
	⑧療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
	⑨短期入所(ショートステイ)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設系サービス	①共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	②施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
	③自立生活援助	施設入所やグループホームを利用していた人などを対象に定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。
相談支援	①計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。
	②地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害者または精神科病院等に入院している精神障害者につき、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
	③地域定着支援	居宅において、単身等の状況で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談などの支援を行います。

サービスの種類		説明
地域生活支援事業	①障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
	②成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用支援を行います。成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
	③意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支援がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者などの派遣等を行います。
	④日常生活用具給付等事業	日常生活用具を必要とする障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行います。
	⑤移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動が困難と認められる障害者に対し、外出のための支援を行います。
	⑥地域活動支援センター	支援を受けながら、創作活動や文化的な活動、軽作業などをして過ごせます。
日常生活支援	①生活訓練等事業	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	②日中一時支援	通常介護者が疾病・出産・休養等の理由で一時的に介護できないとき、障害福祉サービス事業所等で障害者（児）に日中活動の場を提供し、入浴・排せつ、食事提供等の必要な支援を行います。
	③地域移行のための安心生活支援	障害者が自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着を支援するため、須崎市では、障害者が一人暮らしを体験できる制度を設けています。
	④あったかふれあいセンター（まちなかサロン）	地域の誰もが利用できる集いの場として、デイサービスや放課後の児童の居場所など様々なサービスが利用できます。須崎市には拠点が4ヶ所あります。
障害児福祉サービス	①児童発達支援	未就学の障害のある子どもが日常生活の動作の訓練や集団生活に慣れるための訓練を行います。
	②医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
	③放課後等デイサービス	学齢期の障害のある子どもの放課後や夏休み等の居場所、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。
	④保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
	⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある子どもの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。
	⑥障害児相談支援	福祉に関する問題や介護者の方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。
	⑦あったかふれあいセンター（まちなかサロン）	地域の誰もが利用できる集いの場として、デイサービスや放課後の児童の居場所など様々なサービスが利用できます。須崎市には拠点が4ヶ所あります。

※介護保険の対象となる人は、介護保険のサービスが優先されます。ただし、障害者の固有のサービスが必要と認められる場合や、介護保険にないサービスについては、障害者のサービスが利用できます。

ざいたくせいかつ しやうがい かた ちやうさ
在宅生活をしている障害のある方へのニーズ調査

問1 お答えいただくのは、どなたですか。あてはまるものに○をしてください。(○は1つだけ)

※ご本人の身体機能障害により、代行記入する場合、「1. ご本人(この調査票の宛名の方)」としてください。

お答えいただく方	回答欄	次の設問
1. ご本人(この調査票の宛名の方)		問3 へ
2. ご本人以外		問2 へ

問2 問1で「2. ご本人以外」に○をした方にお聞きます。

お答えいただく方についてあてはまるものに○をしてください。(○は1つだけ)

1. 父	4. 祖父
2. 母	5. 祖母
3. 兄弟・姉妹	6. その他(続柄) ()

お答えいただく方の年齢(令和5年8月1日時点)をお答えください。(○は1つだけ)

1. 19歳以下	4. 40～49歳	7. 65歳以上
2. 20～29歳	5. 50～59歳	
3. 30～39歳	6. 60～64歳	

お答えいただく方がご本人以外であるその主な理由について、あてはまるものに○をしてください。(○は1つだけ)

項目	回答欄
1. (ご本人が) 設問の趣旨を的確に把握することが難しいため	
2. (ご本人が) 身体的な障害の状況から回答することが難しいため	
3. その他()	

問3 へ

あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

問3 あなた(宛名の方)の性別をお答えください。(○は1つだけ)

また、年齢(令和5年8月1日時点)について数字をご記入ください。

性別	回答欄	年齢
1. 男性		
2. 女性		
3. 答えたくない		

問4へ

問4 あなた(宛名の方)は、誰と生活していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 配偶者・パートナー	7. 祖父
2. 子	8. 祖母
3. 子の配偶者・パートナー	9. 孫
4. 父親	10. 友人
5. 母親	11. 一人暮らし
6. 兄弟・姉妹	12. その他(続柄)()

問5へ

問5 主に、あなた(宛名の方)の身の回りのお世話(介助)をする方はどなたですか。(○は1つだけ)

1. 配偶者・パートナー	8. 祖母
2. 子	9. 孫
3. 子の配偶者・パートナー	10. 事業所の職員(ヘルパーなど)
4. 父親	11. その他(続柄)()
5. 母親	12. 介護する人がいない → 問7へ
6. 兄弟・姉妹	13. 介護が不要 → 問8へ
7. 祖父	

問6へ

問6 問5で「1」～「10」に○をした方にお聞きます。

主に、あなた(宛名の方)の身の回りのお世話(介助)をする家族の方の年齢をお答えください。

1. 19歳以下	3. 30～39歳	5. 50～59歳	7. 65歳以上
2. 20～29歳	4. 40～49歳	6. 60～64歳	

問8へ

問7 問5で「11」に○をした方にお聞きます。

あなた(宛名の方)はご自身の介護や介護者の必要を感じていますか。

1. 現在、必要と感じている	2. 今後は必要になると感じている	3. 不要である
----------------	-------------------	----------

問8へ

あなたの障害の状況について

問8 あなたの障害についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

①身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級
主たる障害の部位	ア 視覚障害	イ 聴覚・平衡機能障害				
	ウ 盲ろう	エ 音声・言語・そしゃく機能障害				
	オ 肢体不自由	カ 内部障害(心臓やじん臓等の機能障害)				
②療育手帳	A	A1	A2	B	B1	B2
③精神障害者保健福祉手帳	1級	2級	3級			
④障害年金	基礎(1級 2級)		厚生(1級 2級 3級)			
⑤特別児童扶養手当	1級	2級				
⑥障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1 非該当
⑦難病の認定	受けている					
⑧発達障害の診断	受けている					
⑨強度行動障害の診断	受けている					
⑩高次脳機能障害の診断	受けている					

問9へ

※ 難病(指定難病) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

発達障害 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

強度行動障害 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。障害福祉サービスなどを利用している方で重度障害者支援加算の対象となっている場合や、外出支援で行動援助を利用している場合、医師や療育機関などから指摘されたことがある場合などは「受けている」としてください。

高次脳機能障害 一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症などとして生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語などの認知障害などを指すものとされ、具体的に「会話が上手くかみ合わない」などの症状があります。

問9 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

(①から⑩それぞれに○を1つ)

こ う 目 項 目	ひ と り 一人でできる	い ち、ふ かいじょ ひつよう 一部介助が必要	ぜん、ふ かいじょ ひつよう 全部介助が必要
① 食 事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入 浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

問10へ

日中活動や就労について

問10 あなたは、現在、日中は主にどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

に っ ち ゅ う す か た 日中の過ごし方	かいどうらん 回答欄	つぎ ぜつもん 次の設問
① 就労継続支援サービスを利用して、A型・B型の事業所に通っている		問12へ
② 就労継続支援サービス以外の障害福祉サービスを利用して、過ごしている		
③ 会社や自宅などで働いている		
④ 病院のデイケアに通っている		
⑤ 介護保険のサービスを利用している		問11へ
⑥ 保育園や幼稚園、学校に通っている		
⑦ 自宅などで自由に過ごしている		問12へ
⑧ その他(具体的に記入してください。)		

問11 問10で、「⑥ 保育園や幼稚園、学校に通っている」に○をした方にお聞きます。

次の項目の中で、必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか。また、足りないと思うことや支援は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

項 目	ひつよう 必要	た 足りない
①障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり		
②就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり		
③院内学級と学校(原籍校)との連携による支援		
④保育士等の加配		
⑤加配保育士や学校教職員の資質向上		
⑥身近な相談窓口の整備		
⑦保護者や子ども同士の交流の場づくり		
⑧通学や通園の援助		
⑨放課後の見守り支援		
	がくどうほいく 学童保育	
	ほうかごどう 放課後等デイサービス	
⑩夏休みなどの長期休暇中の支援		
⑪身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること		
⑫身近な場所で児童発達支援などの、専門的な療育支援が受けられること		
⑬地域住民の理解や支え合う仕組みづくり		
⑭その他()		

問14へ

問12 お仕事をやめたことがある方にお聞きます。

どのくらいの期間お仕事をされていましたか。また、お仕事をやめた理由は何ですか？

期 間	や め た 理 由
ねん げつ 年 ケ月	

問13へ

けんりようご 権利擁護について

問13 障害のある方の権利を守る制度として、「成年後見制度[※]」があることを知っていますか。(1つだけ○)

1. 名前も内容も知っている 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	3. 名前も内容も知らない → 問15へ
---	----------------------

※ 成年後見制度

知的障害・精神障害・認知症などにより判断力が不十分な状態にある方のために、成年後見人等が財産管理や身上監護を行い、安心して生活できるように保護・支援する制度です。

問14 問13で「1. 名前も内容も知っている」「2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と答えた方にお聞きます。

どこで「成年後見制度」を知りましたか。(1つだけ○)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 新聞やテレビ | 4. 市役所 |
| 2. 家族、友人・知人などから聞いた | 5. 社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所 |
| 3. 相談支援専門員 | 6. 身近に利用している人がいる |

問15へ

障害福祉サービス等の利用について

問15 あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後(3年以内に)利用を希望しますか。

(それぞれについて、あてはまるものすべてに○) どのくらい利用しているか(希望するか) 両方を記入してください。

	利用しているサービスに ○をしてください	どのくらい 利用していますか	今後、利用希望サービス	
			○をして ください	どのくらい利用したいですか
訪問系サービス	①居宅介護(ホームヘルプ)	1日 時間		1日 時間
	②重度訪問介護	1日 時間		1日 時間
	③同行援護	1日 時間		1日 時間
	④行動援護	1日 時間		1日 時間
	⑤重度障害者等包括支援	1日 時間		1日 時間
日中活動系サービス	①生活介護	1ヶ月 日		1ヶ月 日
	②自立訓練(機能訓練)	1ヶ月 日		1ヶ月 日
	③自立訓練(生活訓練)	1ヶ月 日		1ヶ月 日
	④就労移行支援	1ヶ月 日		1ヶ月 日
	⑤就労定着支援			1ヶ月 回
	⑥就労継続支援(A型)	1ヶ月 日		1ヶ月 日
	⑦就労継続支援(B型)	1ヶ月 日		1ヶ月 日
	⑧療養介護	1ヶ月 回		1ヶ月 回
	⑨短期入所(ショートステイ)	1ヶ月 日		1ヶ月 日
施設系サービス 居住支援・ 施設入所支援	①共同生活援助 (グループホーム)			年後に利用希望
	②施設入所支援			年後に入所希望
	③自立生活援助			
相談支援	①計画相談支援			1ヶ月 回
	②地域移行支援			1ヶ月 回
	③地域定着支援			1ヶ月 回

	利用しているサービスに ○をしてください		どのくらい 利用していますか		今後、利用希望サービス ○をして ください		どのくらい利用したいですか	
			1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
地域生活支援事業	①障害者相談支援事業		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	②成年後見制度利用支援事業		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	③意思疎通支援事業		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	④日常生活用具給付等事業							
	⑤移動支援（ガイドヘルプ）		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	⑥地域活動支援センター		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
日常生活支援	①生活訓練等事業		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	②日中一時支援		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	③地域移行のための安心生活支援							
	④あったかふれあいセンター（まちなかサロン）		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
障害児福祉サービス	①児童発達支援		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	②医療型児童発達支援						1ヶ月	1回
	③放課後等デイサービス		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	④保育所等訪問支援		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
	⑤居宅訪問型児童発達支援						1ヶ月	1回
	⑥障害児相談支援						1ヶ月	1回
	⑦あったかふれあいセンター（まちなかサロン）		1ヶ月	1回			1ヶ月	1回
その他（具体的に記入してください。）（ ）								


 現在利用しているサービスが1つもない方は、問16へ
 現在利用しているサービスが1つでもある方は、問17へ

問16 問15で、「現在利用しているサービス」の欄、全てに○をしなかった方にお聞きします。

サービスを利用していない理由について、お答えください。（あてはまるものすべてに○）

サービスを利用していない理由	回答欄
1. 現在サービスの利用を検討、または相談している	
2. 家族などが身の回りの世話（介護）をしている	
3. 介護保険のサービスを利用している	
4. 近くにサービスを提供してくれる事業所がない・見つからない	
5. 利用したいサービスがない ※どんなサービスがあれば利用したいですか （ ）	
6. どんなサービスがあるかわからない	
7. 体調不良によりサービスを利用できない	
8. その他（具体的に記入してください）（ ）	

問17へ

住まいや暮らしについて

問17 あなたは、1年後～3年後どこで暮らしたいですか。(1つだけ○)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 家の近くの入所施設で暮らしたい | 5. 一人で暮らしたい |
| 2. 気に入った入所施設で暮らしたい | 6. わからない(今のところは考えていない) |
| 3. グループホームや福祉ホームで暮らしたい | 7. その他() |
| 4. 家族や親戚と暮らしたい | |

問18へ

問18 あなたは、将来、ずっと暮らし続ける場所として、どこを希望しますか。(1つだけ○)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 入所施設で暮らしたい | 4. 一人で暮らしたい |
| 2. グループホームや福祉ホームで暮らしたい | 5. わからない(今のところは考えていない) |
| 3. 家族や親戚と暮らしたい | 6. その他() |

問19へ

※ **グループホーム** アパートなどの共同住居で、相談や日常生活上の支援が受けられます。日中活動は含まれません。

福祉ホーム 住宅を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

問19 今後、あなたが、障害者福祉(通所・入所等サービスを除く)に必要なと思うことは何ですか?(○は3つまで)

項目	回答欄 (3つ)
1. 会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職ができるようにすること)	
2. 今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること	
3. 長く働き続けるための支援(雇用継続の支援)があること	
4. いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること	
5. 地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること	
6. 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取組を支援すること	
7. 障害のある人やその保護者などからの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと	
8. 成年後見制度を利用しやすくすること	
9. 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること	
10. 障害のある人への虐待防止の取組を充実すること	
11. その他(具体的に記入してください。)	

問20へ

問20 須崎市では、生活訓練等事業とレクリエーション活動等支援として下記の事業を行っています。多くの方が参加で

きるような事業を考 えていきたいと思っています。参加してみたい事業があれば、ご自由にお書きください。

事業名	事業内容	実施している事業
生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行います	料理教室
社会参加支援事業	各種レクリエーション教室等を開催し、体力増強、交流を深めます	スポーツ交流 (ポッチャ、ビームライフ、大玉転がしなど)
	障害者による文化芸術活動を振興することによって、誰もが等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を図りながら、共生社会の実現を目指します。	ワークショップ (絵画、音楽、アニメ制作など)、 作品展示会など

参加してみたい事業があればご自由にお書きください。

問21へ

問21 あなたの住んでいる地域は、暮らしやすいですか。あてはまるものに○をしてください。

また、その理由もお書きください。

項目	回答欄	理由
1. 暮らしやすい		
2. まあまあ暮らしやすい		
3. 暮らしにくい		

問22へ

災害時の避難等について

問22 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

1. できる 2. できない 3. わからない

問23へ

問23 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所あなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

1. いる 2. いない 3. わからない

問24へ

問24 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 投薬や治療が受けられない
2. 補装具の使用が困難になる
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. 救助を求めることができない
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
7. 周囲とコミュニケーションがとれない
8. 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安
9. 特にな
10. その他()

あなたご本人への質問は以上です。

最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

■須崎市に望むこと、してほしいことは何ですか。ご自由にお書きください。

■国や県に望むこと、してほしいことは何ですか。ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて送ってください。

須崎市
第 4 期障がい者計画・
第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

発行：須崎市福祉事務所
☎785-8601 高知県須崎市山手町 1 番 7 号
T E L : 0889-42-1207
F A X : 0889-42-1190





須崎市
第4期障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行：須崎市福祉事務所

〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

TEL:0889-42-1207

FAX:0889-42-1190

